様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年7月30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
岩手県県有林における森林吸収量取引プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	岩手県(イワテケン)		
住所	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1		
代表者氏名	達 増 拓 也	代表者役職	岩手県知事
担当者氏名	櫻 井 勤	担当者 所属部署・役職	農林水産部森林保全課 主任主査
担当者 E-mail	tsutomu_sakurai@pref.iwate.jp	担当者電話番号	019-629-5797
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	代表事業者と同一		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	岩手県(イワテケン)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター		
検証機関名	一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0041
プロジェクト登録日	平成 22 年 10 月 25 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 1　目的 　当該プロジェクトの目的は、本県県有林で実施する間伐による二酸化炭素吸収量をクレジット化することにより得られる販売収益を、県有林事業に還元することにより、持続可能な森林経営を推進することであり、これにより環境保全や地球温暖化防止に貢献するものである。 　また、J-VER 制度への参加は、特に県内大規模森林所有者の先行例になるとともに、新たな森林の価値を生み出す手法として、県内森林所有者の森林管理に関する動機付けとなり、環境王国岩手に相応しい低炭素社会の実現に寄与するものである。 2　内容 　森林施業計画に基づき計画的かつ適期の間伐施業を推進するものとする。 【適格性基準との整合性】 条件1：森林法第5条で規定される地域森林計画対象森林に含まれる。 ①県有模範林大志田事業区　北上川上流地域森林計画 ②県有模範林生出事業区　　大槌・気仙川地域森林計画 条件2：当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用の計画はない。間伐対象地以外の土地での主伐（択伐等）がなされ、伐採届出の提出を行うこととしている。対象地については、森林施業計画に基づき 2008～2010 年に間伐されたものである。 条件3：盛岡市及び大船渡市から認定を受けている。 ①大志田事業区　盛岡市長　認定番号　19-1001（変更 19-1001） 期間：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日 ②生出事業区　沿岸広域振興局長　認定番号　19-1（変更 22-1） 期間：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日 【法令遵守状況】 ①森林・林業基本法：第 9 条森林所有者としての責務 ②森林法：第 5 条地域森林計画、第 11 条森林施業計画 ③森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA ／ QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
LS-25 トラコン	牛方	5年	2006.11	面積測量機
VERTEXⅢ	ハグロフ社	5年	2005.2	樹高測定器
林尺	牛方	10 年	2009.7	胸高直径測定器
林尺	ハスクバーナー	10 年	2007.2	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

①活動量:実測

②拡大係数:「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。

③収穫予想表:岩手県民有林摘要現実林分収穫表等作成業務報告書

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト)にすべて準拠する。

【モニタリング体制】

①モニタリング実施者:岩手県農林水産部森林保全課県有林 J-VER 担当

②吸収量算定担当者:岩手県農林水産部森林保全課県有林 J-VER 担当

③吸収量算定確認者:岩手県農林水産部森林保全課県有林担当課長

④吸収量算定責任者:岩手県農林水産部森林保全課総括課長

⑤内部監査員:岩手県農林水産部林業振興課林業担当課長

【品質保証(QA)/品質管理(QC)体制】

1　品質保証(QA)

内部で監査員を任命し以下の事項の監査を行う。

①記録、入力、確認が適切に行われていることを確認。

②モニタリング方法ガイドラインに準拠して適性に作成されているか確認。

③適切でない箇所があった場合は指摘し指摘事項を修正させた後再確認。④監査実施後は監査調書を作成し森林保全課で保管。

2　品質管理(QC)

①教育・訓練

吸収量算定担当者、吸収量算定確認者はモニタリングの目的や手順、測定機器の操作方法について、モニタリング調査実施前に操作確認を行うとともに、モニタリング記載方法を熟知し、調査時における作業の効率化を図る。モニタリング実施者に対しては、吸収量算定担当者がモニタリング調査前に、上記について熟知させる。教育・訓練実施後は記録簿を作成し森林保全課で保管する。

②データの管理

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	現地調査野帳及びその他記録類の管理については、プロジェクト代表事業者が取りまとめて管理する。また、電子データ(Excel 形式)については、森林保全課及び現地機関がそれぞれ指定された個所に保管し、バックアップ体制を確立する。データの保管期間はH35.3.31 までとし、保管記録簿を作成し森林保全課で保管する。 ③データの確認 測定データ・算定結果については、吸収量算定担当者が電子データ(Excel 形式)で管理する。吸収量算定担当者と吸収量算定確認者は、モニタリング調査実施時に現地調査野帳と算定ファイルを読み合わせなどで突合せ、使用した係数等の妥当性の確認、経年的なデータ変化や林分間の比較等を行い、異常値がないか確認する。確認結果については、記録簿を作成し森林保全課で保管する。 ④測定機器の維持管理 森林保全課で適正に管理し定期的に点検、記録簿を作成、保管する。
モニタリング結果概要[2]	☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.3
適用方法論	方法論番号: No. R001 ver6.3 方法論名称: 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

モニタリング結果							
モニタリング期間		2012 年 11 月 1 日～ 2013 年 3 月 31 日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		93. 52ha					
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2					326	326
認証依頼削減・吸収量		326 t-CO2[3]					

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】
プロジェクト代表事業者と同様</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☒ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☒ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☒ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☒ ホームページ

ホームページ URL： http://www.ebgw.pref.iwate.jp/ecp/index.html

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☐ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☒ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☒ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

☐ その他

具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☒ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同様		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成25年7月24日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名					
岩手県県有林における森林吸収量取引プロジェクト					
GHG 検証機関					
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。					
機関名	一般社団法人 日本能率協会				
担当部署名	地球温暖化対策センター				
責任者名	松本 素之				
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp				
責任者電話番号	03-3434-1245				
審査員名[i]	審 査 担 当 者: 松本 素之 テクニカルレビュー: 井上 裕之				
機関要件への合致	JISQ 14064-2 の認定機関 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている				
検証結果					
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2				
事業者との契約日	2013年4月18日				
モニタリング報告書受領日[ii]	2013年5月8日				
検証報告書発行日	2013年7月24日				
現地審査	期間	2013年5月23日～24日			
	審査内容	1) プロジェクト進捗状況の確認(風雪害や獣害などの有無の確認を含む) 2) モニタリング報告書の確認、修正の指摘 3) QA/QC体制の運用状況の確認 4) 現況森林の確認 5) 現地審査結果の報告			
排出削減・吸収量 年度	2008	2009	2010	2011	2012
t-CO2	—	—	—	—	326

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター（以下、当協会という。）は、プロジェクト事業者である岩手県の「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書」（以下、報告書という。）に記載された二酸化炭素吸収量情報について検証を行なった（モニタリング期間：2012年11月1日～2013年3月31日）。 その結果、報告書に記載された二酸化炭素吸収量情報は、方法論(No.R001Ver.6.3)、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.4.2）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.3）、妥当性確認・検証ガイドライン（Ver.2.2）に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5％未満（0％）となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成25年7月19日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業（エコトマト生産販売事業）			
【依頼者】　プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	玉川村加温ハウス組合（タマカワムラハウスカオンクミアイ）　印		
住所	福島県石川郡玉川村大字川辺字和尚平１００番地		
代表者氏名	小針金之	代表者役職	組合長
担当者氏名	矢部玄幸	担当者 所属部署・役職	監事 （玉川村公民館館長）
担当者 E-mail	m-yabe @vill.tamakawa.fukushima.jp	担当者電話番号	0247-57-4632
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	小針農園		
プロジェクト参加者名	遠野興産株式会社		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	福島県石川郡玉川村（フクシマケンイシカワグンタマカワムラ）		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人日本品質保証機構		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0246
プロジェクト登録日	2013 年 2 月 18 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 （目的） 平成 20 年から、ペレットボイラーと重油ボイラーを併用しての加温を開始している。これにより、燃料費の削減および安定化をはかりつつ、CO2 も削減でき、尚かつ、出荷時期を早めることで、トマトの高付加価値化を可能にし、地域経済の停滞を食い止めることができている。 また、震災以降、施設栽培のため、放射能汚染の心配も少なく栽培・出荷できることが注目されており、風評被害に苦しむ福島県下において地場農産品の復興にも寄与する内容である。 併せて CO2 排出削減など環境への配慮についてもアピールすることで他産地との差別化を図り、高付加価値化を促進するほか、知名度の向上を図ることで地域産業の発展に寄与することが、本プロジェクトの目的である。 （内容） 以前は、重油ボイラーによる加温を実施していたが、新たにペレットボイラーを設置し、重油ボイラーの燃料使用量の削減を図る。 【適格性基準との整合性】 （条件１）冬期間のトマトの施設栽培のために、以前は重油ボイラーによる加温を実施していたが、新たにペレットボイラーを設置し、重油ボイラーの燃料使用量の削減を図った。 （条件２）使用されるペレットの原料はすべて国産材で、切捨て間伐材および製材所から集めた端材をペレットに加工して利用した。 （条件３）投資回収年数は 3 年以上である。 【法令遵守状況】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（ペレットの焼却灰は玉川村の定める廃棄物の処理方法に従って処理する） 【採用技術】 （ペレット製造）

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
乾燥機（SDD800K-13S）	金子農機（株）	8	平成 18 年 3 月	おが粉製造（遠野興産）
オガ粉粉砕機（シュ		3	平成 18 年 3 月	

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

レッダー)				
造粒機(フジカールペレタイザー：38-600)	カール社	8	平成 18 年 3 月	ペレット製造(遠野興産)
造粒機(ペレタイザー：500-M. 580LS/FF)	ザルマテック社	3	平成 21 年 10 月	
給湯ボイラー(温水バークボイラー：SKP-300)	小片鉄工所	8	平成 18 年 3 月	

(ボイラー)

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
PLB 92GR2 型 (eペレ)	グリーン渡会㈱	7	平成 20 年 11 月	効率 60%

【モニタリング体制】

【排出削減量の確認・承認】
○玉川村加温ハウス組合 J-VER 責任者 小針金之
・排出削減量の確認・承認

↑ データ・報告書の提出 ← 【内部監査】
○玉川村加温ハウス組合 監査員
・モニタリング報告書の確認・承認

【排出削減量の確認・承認】
○玉川村加温ハウス組合 排出削減量算定責任者

↑ データ・報告書の提出

【データの確認・承認】
○玉川村加温ハウス組合 排出削減量算定担当者
・モニタリング結果の確認・承認・排出削減量の算定・報告書の作成

↑ データの提出 ↓ 教育訓練

【モニタリングの実施】
○遠野興産株式会社 職員
・木質ペレット製造に関わるモニタリングポイントの調査実施
○玉川村加温ハウス組合 職員
・木質ペレットの運搬、消費に関わるモニタリングポイントの調査実施
○外部機関
・木質ペレット単位発熱量の計測

	【モニタリング方法】 オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用）に準拠して実施した。ペレットの使用量は納入伝票に基づいて把握した。ペレットの製造にかかるプロジェクト排出量は、灯油購伝票や稼働記録から把握した。ペレットボイラーの稼働に使用した電力量はプロジェクト計画時には系統電力の領収書から把握する予定であったが、カタログの消費電力に稼働時間を乗じて把握した。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全て準拠している 【QA / QC 体制】 ✓ プロジェクト代表事業者は、他のプロジェクト参加者に対して、下記事項に関する教育訓練を年 1 回実施した。 ✓ 使用したデータ、分析結果及び伝票類、教育訓練記録等については、排出削減量算定担当者が電子データ化して保管した ✓ 排出削減量算定担当者と排出削減量算定責任者は、モニタリング時に使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化などの確認等を行い、恣意的なデータやデータの異常がないか確認した ✓ 確認作業は正確性を高めるため、排出削減量算定担当者と排出削減量算定責任者が各々確認作業にあたり、その頻度はデータ入力時、報告書作成時と 2 回実施した。 ✓ チェックミスを見落とさないよう組合の監査員が内部監査を実施した。 ✓ データのモニタリング及び収集、排出削減量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスの信頼性をしているか定期的に確認した。課題検討等の問題点がある場合、是正措置・予防措置等の必要な措置を関係者に対し実施した。 ✓ 監査時期は、モニタリングデータ作成時、報告書完了時と 2 回実施した。 ✓ 計量法の定める方法で検査を受ける。検査結果は排出削減量算定担当者及び排出削減量算定責任者が検査内容、結果が適切であるか確認した。 （その他特筆すべき事項）
モニタリング結果概要[2]	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項）

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減 プロジェクト用) ver.4.0					
適用方法論	方法論番号	SS-E002 ver. 8.1				
	方法論名称	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替				
モニタリング結果						
モニタリング期間	**2008年11月14日～ 2011年2月28日**					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積						

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0.80	4.60	2.01			7.41
認証依頼削減・吸収量	7 t-CO2[3]						

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名: 玉川村加温ハウス組合</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☐ ホームページ
  ホームページ URL: ________________
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に: ________________

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名: ________________
- ☐ その他
  具体的に: ________________

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

様式 13

2012.06.15　第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 25 年 7 月 22 日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業（エコトマト生産販売事業）		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　（JQA）　印	
担当部署名	地球環境事業部	
責任者名	常務理事　矢野　忠行	
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp	
責任者電話番号	03-6212-9333	
審査員名[i]	検証担当者　:野村　祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家　:なし レビュー担当者　:浅川　健一（テクニカルレビュー、プロセスレビュー）	
機関要件への合致	合致	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.　2.2	
事業者との契約日	2013年2月19日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2013年2月21日	
検証報告書発行日	2013年7月22日	
現地検証	期間	2013年　2　月　22　日

1

	検証内容	デスクレビュー（フェーズ１検証）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、記録及び現地確認（フェーズ2検証）を行った。検証ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクト活動、排出活動及びモニタリングポイントに係るプロジェクト計画書及びモニタリング計画書との整合性 ・　発熱量、排出係数、その他パラメーターの引用 ・　データの集計結果 ・　排出削減量の算定結果 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の力量 ・　データチェックの実施状況 ・　計測機器の管理状況 また、モニタリング計画書（Ver.1.2）からの変更内容が実施規則に基づき軽微又は保守的な変更に該当するかについても確認を行った。 なお、モニタリング計画書の自主変更（Ver.1.2→1.3）による対応がとられた一部の内容※について第 48 回 J-VER 認証委員会（2013 年 5 月 14 日）にて計画変更申請（Ver.1.3→1.4）が必要であるとの判断が出された。このため、フェーズ 3 検証として、上記フェーズ 1・2 検証ポイントを考慮した上でフェーズ 2 検証までに得られた情報を活用し、当該変更申請を経て第 49 回 J-VER 認証委員会（2013 年 6 月 27 日）により承認されたプロジェクト計画書（Ver.1.4）及びモニタリング計画書（Ver.1.4）に基づきモニタリング報告書が作成されているか確認を行った。 　※モニタリング報告書 ver1.2「2.2　指摘状況及び解決状況」における CAR No.5 を参照

排出削減・吸収量	年度	2008 （11月14日～）	2009	2010 （～2011年2月28日）	2011	2012
	t-CO2	7			－	－

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)は、玉川村加温ハウス組合によるペレットボイラーを利用した化石燃料から木質ペレットへの燃料転換プロジェクトを対象として、モニタリング期間(2008年11月14日～2011年2月28日)における二酸化炭素排出削減量を検証した。検証の結果、「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクトモニタリング報告書 Ver.1.2 福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業(エコトマト生産販売事業)」に記載された二酸化炭素排出削減量 7 t-CO2は「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書 Ver.1.4」及び「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書別紙 モニタリング計画書 Ver.1.4」に基づいて算定されており、不確かさ及び誤りの合計値が0 t-CO2(二酸化炭素排出削減量に対する割合:0%)となり、重要性の判断基準の5%未満であることから、検証意見は無限定適正意見であることを表明する。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす)。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25 年 6 月 25 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
高知県木質資源エネルギー活用事業 B			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	高知県(コウチケン) 印		
住所	高知県高知市丸ノ内 1 丁目7番 52 号		
代表者氏名	高知県知事 尾崎 正直	代表者役職	知事
担当者氏名	杉山 加那子	担当者 所属部署・役職	林業振興・環境部 環境共生課 主事
担当者 E-mail	kanako_sugiyama@ken2.pref.kochi.lg.jp	担当者電話番号	088-821-4554
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	住友大阪セメント株式会社高知工場		
プロジェクト参加者名	須崎地区森林組合		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	高知県(コウチケン)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター		
検証機関名	一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター(JMACC)		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号（4 ケタ）	0001
プロジェクト登録日	平成 20 年 12 月 19 日

プロジェクト概要[1]

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

本事業は、プロジェクト事業者（住友大阪セメント㈱高知工場）の２号発電ボイラーの燃料として使用されていた石炭・オイルコークスの一部を、高知県内産の未利用林地残材で燃料代替することにより、CO2排出削減を図り、その CO2削減量をクレジット化し、搬出のためのコストに充てることで、森林整備の費用負担を軽減し、間伐の促進、森林の再生を図ることを目的とする。また、このプロジェクトを実施することで、森林資源の循環による新たな雇用の創出や、林業活性化が期待できる。

【適格性基準との整合性】

条件1、条件2及び条件3のすべてを満たしており、適格性基準との整合が取れている。

【法令遵守状況】

関係法令の手続き等を適切に行っている。

【採用技術】

計量器の種類	有効期限	備　　考
ベルトスケール		
・大和製衡 p-FBC811A,B	2014/4	化石燃料総重量
・長浜製作所 n-BC703A～D	2013/11	石炭の化石燃料総重量に占める割合
・クボタ n-BC751A,B	2013/11	石炭の化石燃料総重量に占める割合
・クボタ n-BC704	2013/11	オイルコークスの化石燃料総重量に占める割合
トラックスケール　クボタ製	2013/6	林地残材量、RPF燃料使用量
電力量計		
・富士電気ｼｽﾃﾑｽﾞ FH3C-S22VR	2019/4	自家発電による総発電量
・三菱電機製 WP3P-K30VR	2016/4	林地残材1t 処理あたりの使用量として把握
・東洋計器	2022/7	林地残材1t 処理あたりの使用量として把握
精密天秤　島津 EB-16KH	2013/5	含水率
精密天秤　島津 AEX-200G	2013/11	林地残材の単位発熱量
ボンブ熱量計　IKA C5000	2013/4	林地残材の単位発熱量

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

ベースライン排出量及びプロジェクト排出量の算定式は、方法論 No.0001（2008 年 11 月 14 日制定（現方法論 No.E001）、化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替）に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用）Ver.1.0 に準拠し、モニタリング、算定、報告に必要な体制を構築している。

【QA / QC 体制】

モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用）Ver.1.0 に準拠し、モニタリング

	体制の整備と担当者に対する教育・訓練計画の作成・実施、機器の点検及び品質管理、データの保管・管理、データの確認等、及び内部監査についてそれぞれ実施している。 （その他特筆すべき事項） なし
モニタリング結果概要[2]	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項） なし
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用） ver.1.0

適用方法論	方法論番号	No. 0001（2008 年 11 月 14 日制定、現方法論 No.E001） ver.1.0
	方法論名称	化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替

モニタリング結果

モニタリング期間	2012 年 10 月 1 日～ 2013 年 3 月 31 日
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	―

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2					1,004.80	1,004.80
認証依頼削減・吸収量	1,004 t-CO2[3]						

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名：　高知県</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/hakusyo.html

☑ 出版物 (環境報告書/定期刊行物)

☐ その他 具体的に:

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☐ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☑ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☑ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

☐ その他

具体的に:

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			
なし			

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 25年 6月 25日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
高知県木質資源エネルギー活用事業 B		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	一般社団法人日本能率協会	印
担当部署名	地球温暖化対策センター	
責任者名	鈴木 健司	
責任者 E-mail	Kenji_Suzuki@jma.or.jp	
責任者電話番号	03-3434-1245	
審査員名 [i]	審査担当者:鈴木 健司 テクニカルレビューワー: 平川 雅宏	
機関要件への合致	ISO14064-2 の認定機関	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2	
事業者との契約日	2013年5月31日	
モニタリング報告書受領日 [ii]	2013年5月31日	
検証報告書発行日	2013年6月25日	
現地審査	期間	2013年 6月 12日 (住友大阪セメント高知工場)

1

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

	審査内容	本プロジェクトは、2008年度からモニタリングは継続しており、今回の検証で実施した現地訪問審査にて、前回のモニタリング検証の現地審査以降、設備変更の有無、プロジェクト担当者変更の有無、プロジェクト計画書変更の有無を、根拠資料の確認、設備の視察及び事業者へのヒアリングで確認した。また、事業者から提出されたモニタリング報告書のモニタリングフロー図、モニタリング体制、QA／QCに関しても同様に確認を行った。その結果、本プロジェクトに関わるすべての点において、前回のモニタリング報告書の検証時からの変更・修正が無いとの確認を得た。 また、あわせて当会独自のチェックリストを用い、事業者が作成したモニタリング報告書(別紙を含む)の記載内容の確認及び排出削減量の検算を実施した。なお、購買伝票等の検証に必要な資料はe-mailやFAXにて入手し、すべて確認している。

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	—	—	—	—	1,004

検証結果の要約	一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター(以下、当協会という。)は、プロジェクト代表事業者である高知県の「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクトモニタリング報告書」(以下、報告書という。)に記載された二酸化炭素削減量情報について検証を行なった(モニタリング期間:2012年10月1日～2013年3月31日)。 その結果、報告書に記載された二酸化炭素削減量情報は、ポジティブリスト、方法論、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.2)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.1)、妥当性・検証ガイドライン(Ver.2.2)に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5%未満(0%)となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること(この日を以て当該検証の開始日とみなす)。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年7月5日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

<table>
<tr><th colspan="5">プロジェクト名</th></tr>
<tr><td colspan="5">三重県大台町宮川流域における持続可能な森林管理プロジェクト</td></tr>
<tr><th colspan="5">【依頼者】 プロジェクト代表事業者</th></tr>
<tr><td>事業者名(フリガナ)</td><td colspan="3">三重県大台町(ミエケンオオダイチョウ)</td><td>印</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">三重県多気郡大台町佐原750番地</td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td>尾上武義</td><td>代表者役職</td><td colspan="2">大台町長</td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td>谷 昌樹</td><td>担当者
所属部署・役職</td><td colspan="2">大台町役場宮川総合支所
産業室</td></tr>
<tr><td>担当者 E-mail</td><td>tani284@odaitown.jp</td><td>担当者電話番号</td><td colspan="2">0598-76-1714</td></tr>
<tr><th colspan="5">プロジェクト事業者・プロジェクト参加者</th></tr>
<tr><td>プロジェクト事業者名</td><td colspan="4">三重県 宮川森林組合</td></tr>
<tr><td>プロジェクト参加者名</td><td colspan="4">(株)フォレストファイターズ</td></tr>
<tr><th colspan="5">オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者</th></tr>
<tr><td>事業者名(フリガナ)</td><td colspan="4">三重県大台町(ミエケンオオダイチョウ)</td></tr>
<tr><th colspan="5">妥当性確認・検証機関</th></tr>
<tr><td>妥当性確認機関名</td><td colspan="4">気候変動対策認証センター</td></tr>
<tr><td>検証機関名</td><td colspan="4">一般財団法人 日本品質保証機構</td></tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号（4 ケタ）	0022
プロジェクト登録日	平成22年3月29日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトでは、1,597.11ha の町有林を対象とし、認定を受けた森林施業計画に基づき、プロジェクト開始後も継続的に年 30ha 程度の間伐を行うなど、持続可能な森林経営を行いながら、得られる吸収量をクレジット化する取組である。 間伐は市場における木材価格の動向を踏まえながら、可能な限り切捨間伐から利用間伐へ移行することとする。また、持続可能な森林経営を図るため、間伐だけではなく主伐・植栽も行う予定であり、J-VER 制度を利用することで町有林の管理効率を向上させ、町の基幹産業である林産業への波及効果を期待している。 さらに、本プロジェクトより発行される J-VER 販売による収益を町内の森林整備及び地域振興予算として有効活用し、CO2吸収量の増大と、さらなる中山間地域の活性化を図ることを目的としている。 【適格性基準との整合性】 条件1：本プロジェクト対象となる森林は、森林法第5条の地域森林計画並びに同法第10条の5の市町村森林整備計画の対象に含まれている森林であり、森林法第11条に基づく森林施業計画に認定を受けている。以上により、対象森林は条件1を満たしている。 条件2：本プロジェクト対象となる森林は森林施業計画の対象範囲をベースにしたプロジェクトである。また、森林施業計画に示す通りクレジット発行対象期間において、当該プロジェクト実施森林において間伐及び主伐を計画しており、その方法（伐採量・伐採間隔等）は森林の成長量に基づいており、認定された森林施業計画に基づく。また、対象森林は全て町有林であり、クレジット発行対象期間において土地転用を行う予定はない。さらに、対象森林は全てスギ・ヒノキ人口林（育成林）を対象にしており施業履歴についてはモニタリングプランに添付する資料を参照されたい。以上により、対象森林は条件2を満たしている。 条件3：本プロジェクト対象となる森林は、条件1で示したとおり、対象とする森林は森林法11条に基づく森林施業計画の認定を受けた森林であり、森林施業計画で示す長期的な計画に基づいている。以上より、対象森林は条件3を満たしている。 【法令遵守状況】 該当する法令：森林・林業基本法（第9条森林所有者としての責務）、森林法（第5条地域森林計画・第11条森林施業計画）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法） 該当しない法令：種の保存法、鳥獣保護法、騒音規制法、景観法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境影響評価法

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	【採用技術】 プロジェクトで使用する設備・機器等 樹高測定 バーテックスⅢ(HAGLOF社) 面積測量 レーザーコンパス(インパルス100LR、MapStar) ポケットコンパス(LS－25レベル兼用コンパストランシット) 森林測量GISシステム(GP－POCKET) 森林測量管理システム(Assist 森林Office) 【モニタリング方法】 モニタリングはモニタリング方法ガイドラインで示された方法に従って行う。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 活動量:実測に基づく方法 拡大係数:「京都議定書3条3及び4の下のLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に示された値を使用 収穫予想表:スギ・ヒノキについては「三重県スギ・ヒノキ林分材積材積表及び収穫予想表」に示された値を適用 【モニタリング体制】 プロジェクト代表事業者/吸収量算定責任者(大台町長尾上武義):モニタリング報告書の承認 プロジェクト代表担当者/吸収量算定部門責任者(谷昌樹):モニタリング報告書の作成、モニタリング記録の保管・管理 内部監査員:(大台町役場産業室) モニタリング統括者(余谷道義):データ確認、モニタリング報告書の作成・確認 モニタリング調査責任者:(山中操)データ集約・確認、モニタリング報告書の作成 モニタリング実施者:((株)フォレストファイターズ)モニタリング実施(測量)、データ入力・集約(算定)モニタリング機器の管理/等 技術的な支援・アドバイス:(早稲田大学天野正博教授・宮川森林組合細渕淳助、岡本宏之、作業班)モニタリング調査に対してダブルチェックを行う 【QA / QC 体制】 本プロジェクトは町有林を対象としており、対象林における森林管理方法、及び森林量に関するデータ管理は大台町で一括管理している。また、モニタリングを高い精度で行うための事前研修を行いモニタリング精度の維持・向上に努めている。さらに、モニタリング報告書のデータ及びバックデータについても宮川森林組合がチェックを行っており係数等の妥当性確認等実施している (その他特筆すべき事項)
モニタリング結果概要[2]	☑プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="6">（その他特筆すべき事項）</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（　森林管理プロジェクト用）　ver4.3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">R002（JRAM002）ver.　3.0</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動によるCO2吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）</td></tr>
<tr><td colspan="8">モニタリング結果</td></tr>
<tr><td colspan="2">モニタリング期間</td><td colspan="6">2012年4月1日　～　2013年3月31日</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜方法論R001・R002・R003のみ＞
モニタリング対象面積</td><td colspan="6">153.09ha</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1,322</td><td>1,322</td></tr>
<tr><td colspan="2">認証依頼削減・吸収量</td><td colspan="6">1,322t-CO2[3]</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名: 三重県大台町</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 25 年 7 月 5 日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
三重県大台町宮川流域における持続可能な森林管理プロジェクト		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	一般財団法人 日本品質保証機構 （JQA）	印
担当部署名	地球環境事業部	
責任者名	常務理事 矢野 忠行	
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp	
責任者電話番号	03-4560-5600	
審査員名[i]	検証担当者 ：野村 祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家 ：なし レビュー担当者 ：浅川 健一（テクニカルレビュー、プロセスレビュー）	
機関要件への合致	合致	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2	
事業者との契約日	2013年5月8日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2013年5月16日	
検証報告書発行日	2013年7月5日	
現地検証	期間	2013年 5 月 27 日

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

<table>
<tr><td></td><td>検証内容</td><td colspan="5">デスクレビュー（フェーズ1検証）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、記録及び現地確認（フェーズ2検証）を行った。検証ポイントは以下の通りである。
＜GHGデータ及び情報＞
・ プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動
・ プロジェクト対象地の永続性
・ パラメータの引用
・ 活動量データ並びに算定に必要なデータ
・ データの集計結果
・ 吸収増大量の算定結果
＜QA・QC体制＞
・ モニタリング体制及び算定体制
・ モニタリング担当者の力量
・ データチェックの実施状況
・ 計測機器の管理状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>1,322</td></tr>
<tr><td colspan="2">検証結果の要約</td><td colspan="5">一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、三重県大台町の町有林における森林施業計画区域の森林を対象として、モニタリング期間（2012年4月1日～2013年3月31日）における二酸化炭素吸収増大量を検証した。検証の結果、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書（2012年度分） Ver.1.1 三重県大台町宮川流域における持続可能な森林管理プロジェクト」に記載された二酸化炭素吸収増大量 1,322 t-CO2は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書 Ver.3.1」及び「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書別紙 モニタリング計画書Ver.3.1」に基づいて算定されており、不確かさ及び誤りの合計値が0 t-CO2（二酸化炭素吸収増大量に対する割合：0%）となり、重要性の判断基準の5%未満であることから、検証意見は無限定適正意見であることを表明する。</td></tr>
</table>

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成 25年6月18日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
新潟市木質ペレット使用による J-VER プロジェクト ～石油の里から木質エネルギーの里へ代替プロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	合同会社木質ペレット推進協議会		印
住所	新潟県新潟市秋葉区東島 316 番地 2		
代表者氏名	佐藤靖也	代表者役職	代表社員
担当者氏名	浅井亜希子	担当者 所属部署・役職	事務局
担当者 E-mail	mail@woodpellet.jp	担当者電話番号	0250-47-3580
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	新潟県内 園芸/野菜/果樹園農家・公共施設・一般家庭・事業所		
プロジェクト参加者名	新潟市 新潟エコエネルギー株式会社		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	合同会社木質ペレット推進協議会 （ゴウドウガイシャモクシツペレットスイシンキョウギカイ）		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター 事務局		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0026
プロジェクト登録日	2010 年 3 月 29 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 かつて石油の産出日本一であったにいつ丘陵および隣接する県内市町村における森林整備の実施による間伐材と工事や造園等で排出される支障木（自然木）を原料とする木質ペレットを化石燃料の代替として新エネルギーとして産出する。新潟県内園芸/野菜/果樹園農家・公共施設・一般家庭・事業所における化石燃料を用いたストーブ・加温機に代替することにより、CO2 削減を狙う。 【適格性基準との整合性】 （1） 本プロジェクトは化石燃料暖房器から木質ペレットストーブ・加温機への転換である。 （2） ペレットの原料が未利用の間伐材であることは、原料供給元である森林組合からの未利用証明書および当協議会受託の「未利用資源活用促進事業」において確認している。また、支障木（自然木）については、産業廃棄物処理委託基本契約書・産業廃棄物管理票の確認により、「特定建設資材廃棄物（建設廃材）」の混入はない。 参加者に対して広告やセミナー等をつうじて、本プロジェクトの理解を頂き、参加意思確認としての「参加申込書」のアンケートから代替化石燃料の把握している。 【法令遵守状況】 1.大気汚染防止法：該当せず 2.水質汚濁防止法：該当せず 3.騒音規制法：該当せず 4.振動規制法：該当せず 5.景観防止法：該当せず 6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律：該当せず 7.環境影響評価法：該当せず 8.建築基準法：該当せず ペレット燃焼灰についても、適切な処理が確認された。 【採用技術】 （1） ペレットストーブ・・家庭・事業所用、温室用

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	（2） ペレット製造関連設備・・一時破砕機、二次破砕機、乾燥機など 【モニタリング方法】 ペレットストーブメーカーの顧客を中心にプロジェクト概要の広告などで説明し、参加を募集。参加申込書内のアンケートから現在使用中のペレットストーブ機種、代替燃料種類を把握した。参加者のペレット購入量をペレット製造工場、ペレット販売店からの請求書・領収書をもとに把握した。製造工程にかかる CO2 排出量については、ペレット製造工場における電気・軽油使用量、ペレットの生産量、ペレットの販売量等により確認した。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 GHG 排出量の算定は、J-VER 方法論およびモニタリング方法ガイドラインに全て準拠して実施した。 【モニタリング体制】 外部機関・・・ ペレット単位発熱量測定 新潟エコエネルギー㈱・・・電力消費量、軽油消費量、ペレット販売量の測定・記録 WPPC・・・ペレット販売量（灯油、都市ガス、電気ストーブ、エアコン、A 重油代替分） の測定・記録 WPPC 理事長古川正司・・・データの確認/承認 WPPC 職員　浅井亜希子・・・モニタリング報告書の作成 WPPC 事務局長佐藤靖也・・・排出削減量算定責任者 ※WPPC 理事山後春信・・・内部監査 【QA / QC 体制】 （1） 教育・訓練 ①ペレットストーブ利用者及び利用希望者向けの参加説明会を、2011 年 7 月 23 日（土）、8 月 6 日（土）8 月 27 日（土）、2012 年 2 月 18 日（土）及び 2013 年 2 月 14 日（木）に、WPPC 木質ペレット推進協議会により実施した。 ②ペレット製造工場、ペレット販売量の集計担当者、承認者に対する制度、モニタリング方法の説明を 2012 年 1 月 6 日（金）及び 2012 年 3 月 5 日（月）WPPC 木質ペレット推進協議会により実施した。 （2） 情報保管 ペレット製造工場におけるデータは、製造工場で伝票の写し、集計データ（写し）を保管した。ペレット販売量のデータ（写し）と全体の実績の集計データは、WPPC でアンケート（写し）、集計データを保管した。 （3） データの確認 データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックを行った。 （4） 内部監査の実施 内部監査は月に 1 度 WPPC 理事の山後春信（さいかい産業社長）が、情報の

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	保管や、未利用資源量、製造量、販売量等のデータについて実施した。 (5) 計量器機の校正 ペレット計量器についてについて、計量法の定める方法で検定を受けた。平成23年7月9日付け(社)新潟県計量協会発行証明書にて検定結果を確認した。 (その他特筆すべき事項)
モニタリング結果概要[2]	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減 プロジェクト用) ver.4.1

適用方法論	方法論番号	E003 ver. 1.0
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用

モニタリング結果						
モニタリング期間	**2011年 3月 1日～2013年 3月31日**					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積						
排出削減・吸収量 年度	2008	2009	2010	2011	2012	**合計**
t-CO2	**0**	**0**	**2.95**	**34.52**	**22.49**	**59.96**
認証依頼削減・吸収量	**59 t-CO2[3]**					

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名: 合同会社木質ペレット推進協議会</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ
ホームページ URL：http://www.woodpellet.jp/
☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。
☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています
☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名：
☐ その他
具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

</td></tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）				
事業者名	（プロジェクト代表事業者と同様）			印
住所				
代表者氏名		代表者役職		
担当者氏名		担当者 所属部署・役職		
担当者 E-mail		担当者電話番号		
備考欄				

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 25年6月18日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
新潟市木質ペレット使用による J-VER プロジェクト ~石油の里から木質エネルギーの里へ代替プロジェクト~		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	SGS ジャパン株式会社	印
担当部署名	認証サービス事業部 サステナビリティサービス部	
責任者名	マネジャー 西 利道	
責任者 E-mail	Toshimichi.nishi@sgs.com	
責任者電話番号	045-330-5021	
審査員名[i]	都倉 知宏(チームリーダー) 茅 博司(レビュー担当者)	
機関要件への合致	妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、妥当性確認・検証機関としての登録を受けている(E001~E031 分野) 暫定妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けている。(L001, L002, A001 分野)	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2	
事業者との契約日	2013年5月21日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2013年5月21日	
検証報告書発行日	2013年6月18日	
現地審査	期間	**2013年6月6日~2013年6月7日**
	審査内容	① モニタリング報告書(含別紙)の現場検証前のレビュー、及び妥当性確認時のプロジェクト計画書、モニタリングプラン内容との整合性確認。 ② 現場におけるサイトツアー(全モニタリングポイントの確認)、設備の稼動運用状況、及び各モニタリングポイントでの実績を確認できる伝票やその他資料の確認。 ③ モニタリング体制や、QA/QCの状況等(含説明資料など)の確認。

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

排出削減・吸収量	年度	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2		2.95	34.52	22.49	59
検証結果の要約	SGS ジャパン株式会社は、「新潟市木質ペレット使用による J-VER プロジェクト」を対象としたモニタリング期間（2011 年 3 月 1 日～2013 年 3 月 31 日）における、GHG 排出削減量を検証した。 検証の結果、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス排出削減・プロジェクトモニタリング報告書 Ver.1.1、及びモニタリング報告書（別紙）Ver.1.1に記載された二酸化炭素排出削減量 59 t-CO2は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書Ver.2.0」及び別紙モニタリングプランVer.2.0に基づいて算定されていることが確認された。 また、検証の過程で発見された誤りは、適切に修正されていることを確認した。当該プロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用）、排出削減方法論（E003）に依拠して作成されており、全ての重要な点において適正であると認める。					

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成25年 7月 5日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
青森県県有林　森林吸収プロジェクト（幸せの青い森プロジェクト）			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	青森県知事　三村申吾 （ｱｵﾓﾘｹﾝﾁｼﾞ　ﾐﾑﾗｼﾝｺﾞ）		印
住所	青森県青森市長島１丁目１番１号		
代表者氏名	三村申吾	代表者役職	青森県知事
担当者氏名	工藤麻絵	担当者 所属部署・役職	青森県農林水産部林政課 森林環境ｸﾞﾙｰﾌﾟ　主査
担当者 E-mail	asae_kudo@pref.aomori.lg.jp	担当者電話番号	017-734-9522
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	青森県		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	青森県 （ｱｵﾓﾘｹﾝ）		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人　日本能率協会　地球温暖化対策センター		
検証機関名	一般社団法人　日本能率協会　地球温暖化対策センター		

1

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	００４６
プロジェクト登録日	平成２２年１１月１５日
プロジェクト概要[1]	【プロジェクトの目的・内容】 青森県では約５４０ha の県有林を管理しており、良質な木材の生産を図ると共に、水源のかん養や土砂の流出の防備、二酸化炭素の吸収機能など森林の持つ多面的な機能を高度に発揮させるために適切な森林整備を行い、県民が安心して生活できる森林づくりを進めている。 一方、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能は、地球温暖化対策として世界的に重要視されているが、国内では木材価格の低迷などから、二酸化炭素の吸収力を高める間伐作業が遅れている状況にあり、本県においても同様である。 そのため、青森市横内地内の八重菊県有林について、間伐実施林の二酸化炭素吸収量をJ-VER制度に基づきクレジット化し、企業等に販売して得た資金による森林整備を実践することで、県民の幸せな暮らしを守る森林を社会全体で支えていく仕組みの普及を図る。 【適格性基準との整合性】 実施規則、ポジティブリストに準拠している。 【法令遵守状況】 森林法に基づく伐採届を提出しており、法令を遵守している。 【採用技術】 （１）面積測定器：ポケットコンパス S-25（ﾒｰｶｰ：牛方商会） （２）樹高測定器：バーテックスⅢ（ﾒｰｶｰ：ハグロフ社） （３）胸高直径測定器：林尺（ﾒｰｶｰ：牛方商会） （４）ＧＰＳ：Oregon 300（ﾒｰｶｰ：GARMIN） 【モニタリング方法】 本計画地はなだらかな地形に位置することから、近接するモニタリングポイントを７つにグルーピングし、それぞれにモニタリングプロットを設定した。この７箇所のプロットについて、林政課の J-VER 担当者が出先機関等と協力し、モニタリング調査を行い、吸収量を算定した。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

R001(Ver. 6. 3)－森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論に準拠している。

【モニタリング体制】

吸収量算定責任者（以下算定責任者）を林政課森林環境グループマネージャー、吸収量算定確認者（以下算定確認者）を林政課森林環境グループサブマネージャー、吸収量算定担当者（以下算定担当者）を林政課森林環境グループＪ－ＶＥＲ担当者、内部監査員（以下監査員）を林政課長とした。算定担当者は、吸収・排出活動の把握、吸収・排出量データの算定、モニタリング報告書の作成を実施した。算定確認者は、算定担当者が実施する内容が正しく行われているか確認した。算定責任者は、モニタリング報告書の作成やデータ管理・保管等の実施に責任を持ち、未実施の場合は関係者に対して、是正させ、監査員はそれらの内容について、監査した。

【QA / QC 体制】

(1)教育・訓練

算定担当者は、モニタリング実施時に林政課及び出先機関の職員などに対し、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明を行った。

(2)情報の管理

モニタリング報告書作成時、算定責任者は、検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全データを文書化し、プロジェクト期間終了後、林政課内若しくは書庫に保存する。

(3)データの確認

モニタリング報告書作成時、算定担当者は、収集単位の確認、野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別等のデータチェックを、算定確認者など複数人で行った。

(4)内部監査

監査員は、モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のため、モニタリング体制、ガイドライン等に対し、組織が適切な活動を実施しているか、効率よく機能しているかについて、プロジェクト計画書作成時、若しくはモニタリング報告書作成時に確認した。課題や問題点があった場合は、是正措置を講ずる。

(その他特筆すべき事項)

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td>モニタリング結果概要[2]</td><td colspan="6">☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。
☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。
☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。

（その他特筆すべき事項）</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
（森林管理プロジェクト用） ver.4.3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">No. R001 ver. 6.3</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）</td></tr>
<tr><td colspan="7">モニタリング結果</td></tr>
<tr><td>モニタリング期間</td><td colspan="6">2010年 4月 1日～ 2013年 3月31日</td></tr>
<tr><td><方法論R001・R002・R003のみ>
モニタリング対象面積</td><td colspan="6">39. 68 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td></td><td></td><td>138</td><td>250</td><td>480</td><td>868</td></tr>
<tr><td>認証依頼削減・吸収量</td><td colspan="6">868 t-CO2[3]</td></tr>
</table>

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名：青森県</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL：http://www.pref.aomori.lg.jp/

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☐ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☑ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

☐ その他

具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☑ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

資料3

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成25年7月3日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名	
青森県県有林　森林吸収プロジェクト	
GHG 検証機関	
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。	
機関名	一般社団法人　日本能率協会
担当部署名	地球温暖化対策センター
責任者名	松本　素之
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp
責任者電話番号	03-3434-1245
審査員名[i]	審査担当者: 松本　素之 テクニカルレビュー: 鈴木　健司
機関要件への合致	JISQ 14064-2 の認定機関 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている
検証結果	
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.2
事業者との契約日	2013年6月14日
モニタリング報告書受領日[ii]	2013年6月14日
検証報告書発行日	2013年7月3日

現地審査		
	期間	2013年6月28日
	審査内容	1) プロジェクト進捗状況の確認(風雪害や獣害などの有無の確認を含む) 2) モニタリング報告書の確認、修正の指摘 3) QA/QC体制の運用状況の確認 4) 現況森林の確認 5) 現地審査結果の報告

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	—	—	138	250	480

1

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター（以下、当協会という。）は、プロジェクト事業者である青森県の「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書」（以下、報告書という。）に記載された二酸化炭素吸収量情報について検証を行なった（モニタリング期間：2010年4月1日～2013年3月31日）。 その結果、報告書に記載された二酸化炭素吸収量情報は、方法論(No.R001Ver.6.3)、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.4.2）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.3）、妥当性確認・検証ガイドライン（Ver.2.2）に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5%未満（0%）となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年 6月 26日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
南組グループ森林吸収源事業(ウォータージェットCO2削減プロジェクト)			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社 南 組		印
住所	北海道様似郡様似町栄町5番地		
代表者氏名	南 修	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	成 田 悟	担当者 所属部署・役職	管理課 課長
担当者 E-mail	narita@minamigumi.co.jp	担当者電話番号	0146-36-2311
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社 南 組		
プロジェクト参加者名	浦河生コンクリート㈱		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	一般社団法人 北海道保守長寿化協会		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人 日本能率協会		
検証機関名	一般社団法人 日本能率協会		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0066
プロジェクト登録日	平成22年12月22日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 【目的】 本プロジェクトの目的は社有林において間伐・下刈り等により、健全な森林育成を図るとともに、温室効果ガスの更なる吸収を図ること。また、森林吸収量をクレジットとして売買することで得られた資金を活用し、更なる森林育成活動に取り組むことです。 弊社グループは昭和三年に創業し、港湾土木、一般土木、生コンクリート製造業、木工業を主体に地域に根ざした企業活動してまいりました。創業当時は林業（造材）を中心に活動しており、グループ会社の㈱ビルドランド北海道（旧 ウッディランド南物産）においては、子供用木製玩具（スヌーピー・アンパンマンの積み木）の製造販売を手掛け、販売当時は全国シェアの１０％を占めていました。現在においてはタイに工場を移し、日本のベッドメーカー向けにベッド製造を開始し、アイシン精機（トヨタベット）やシモンズなどと契約し販売しております。又、昭和４４年に創立した日高バット協同組合（弊社社長が代表理事）では、造材してきたアオダモを、プロ野球用のバット材として『ミズノ』を始め『アシックス』・『ナイキ』にも提供するなど、事業活動を通じて古くから林業に携わってきました。 本業である建設業・製造業においても環境配慮は大きな命題であり、事業活動が環境に与える負荷を考慮し、現在新事業として展開している「ウォータージェット工法」で使用する超高圧水発生装置等の購入も、環境負荷の低い作業機械を選択しております。 【国土交通省認定排出ガス対策型建設機械 第 2 次基準値適合】 また、事業活動以外に地球温暖化対策として日高振興局森林室を始め、森林組合・浦河町長・様似町長・賛同会社参加の基、植樹活動を実施しております。 こうした流れから、J-VER 制度を活用することによって森林の保全を中心とした環境貢献を推進すべく本プロジェクトを実施します。 【内容】 浦河町は山と海に隣接している地域であり、農業はもとより漁業が盛んな地域であります。魚類・貝類、そして『日高昆布』でも知られている昆布の産地です。弊社社有林もこ

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	うした地形のなかにあります。社有林では主にシラカンバ・トドマツを育成しております。間伐を中心とした森林整備を適切に行うことで、持続可能な森林吸収量を確保します。プロジェクトを進めることにより、山の保水性を高め、森・川・海の健全な繋がりを保つことで豊かな海を作ることに寄与します。 【適格性基準との整合性】 本プロジェクト対象地は北海道の地域森林計画に定める森林であり、2008 年から 5 ヶ年計画で森林施業計画書に基づき施業を(間伐)を行っております。又、クレジット発行対象期間内での転用及び主伐は計画されておりません。 【法令遵守状況】 本プロジェクトの対象となる森林は、森林・林業基本法及び森林法・間伐促進法の定める森林である。この法律に準拠して森林施業計画を立て施業しております。 【採用技術】 プロジェクト対象森林の CO2 吸収量を正確に把握するため、GPS・樹高測定器・胸高直径実測器を使用しモニタリング方法ガイドラインに沿って実測を行います。 【モニタリング方法】 モニタリングプロットについては樹種・林齢・地形などから細かく選定し、モニタリング方法ガイドライン記載のモニタリング方法に沿って実施し、面積の誤差・未植栽値及び除地の除外・プロジェクト対象地の地位が適切かを確認する。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論については『森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)』の算定式に準拠し地上部及び地下部バイオマス吸収量の算定を行っております。 【モニタリング体制】 モニタリングは地元森林組合主導の下に実施し、モニタリング実施後に吸収量算定者がデーターを確認、報告書を作成し、報告書の確認者はデーターの漏れや間違いがないか確認後に、吸収量算定責任者へ報告する。 【QA / QC 体制】 温室効果ガス吸収量の把握に当たってはデーターを正確に把握するため、モニタリング実施時に内部監査を行いデーターの記録・入力を確認しモニタリングガイドラインに準拠して適正に処理されているか確認する。又、モニタリング実施時には教育訓練を行い目的や手順・記載方法等を熟知させ調査時における作業効率化を図る。同時に測定機器のキャリブレーションを行い誤差が生じてないか確認する。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	（その他特筆すべき事項）
モニタリング結果概要[2]	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項）
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（ 森林管理プロジェクト用） ver.4.2

適用方法論	方法論番号	No. R.001 ver. 6.3
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

モニタリング結果

モニタリング期間	2011年 2月 1日 ～ 2013年 3月31日
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	58. 89ha

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			68	373	432	873
認証依頼削減・吸収量	873 t-CO2[3]						

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: 株式会社 南 組

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td>
</tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☐ ホームページ
  ホームページ URL: ______________________
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に: ______________________

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名: ______________________
- ☐ その他
  具体的に: ______________________

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

様式 13

2012.06.15　第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局：気候変動対策認証センター)御中

平成25年6月25日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
南組グループ森林吸収源事業　(ウォータージェットCO2削減プロジェクト)						
GHG 検証機関						
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	一般社団法人　日本能率協会					
担当部署名	地球温暖化対策センター					
責任者名	松本　素之					
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp					
責任者電話番号	03-3434-1245					
審査員名[i]	審査担当者:　井上　裕之 テクニカルレビュー:　松本　素之					
機関要件への合致	JISQ 14064-2 の認定機関 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている					
検証結果						
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.2					
事業者との契約日	2013年5月16日					
モニタリング報告書受領日[ii]	2013年5月23日					
検証報告書発行日	2013年6月25日					
現地審査	期間	2013年6月12日				
	審査内容	1) プロジェクト進捗状況の確認(風雪害や獣害などの有無の確認を含む) 2) モニタリング報告書の確認、修正の指摘 3) QA/QC体制の運用状況の確認 4) 現況森林の確認 5) 現地審査結果の報告				
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	—	—	68	373	432

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター(以下、当協会という。)は、プロジェクト事業者である株式会社南組の「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書」(以下、報告書という。)に記載された二酸化炭素吸収量情報について検証を行なった(モニタリング期間:2011年2月1日～2013年3月31日)。 その結果、報告書に記載された二酸化炭素吸収量情報は、方法論(No.R001Ver.6.3)、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.2)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.3)、妥当性確認・検証ガイドライン(Ver.2.2)に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5%未満(0%)となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること(この日を以て当該検証の開始日とみなす)。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成25年6月27日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
山梨県南アルプス市 小水力発電導入による温室効果ガス削減事業 ～南アルプス市の清らかな水からの「J－VER」創出プロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	山梨県南アルプス市（ヤマナシケンミナミアルプスシ） 印		
事業者名(フリガナ)	山梨県南アルプス市小笠原376番地		
住所	中込 博文	代表者役職	市長
代表者氏名	樋泉 孝司	担当者 所属部署・役職	総合政策部 地球温暖化対策室 副主幹
担当者氏名	hikoji@city.minami-alps.lg.jp	担当者電話番号	055-282-7409
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	山梨県南アルプス市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	山梨県南アルプス市（ヤマナシケンミナミアルプスシ）		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0102
プロジェクト登録日	2011 年 4 月 27 日
プロジェクト概要[1]	(具体的な内容を簡潔に記載すること。) 【プロジェクトの目的・内容】 　南アルプス市では地球温暖化対策として様々な観点から事業を推進しており、特に本市の豊かな自然環境を利用した「再生可能エネルギー」の積極的な導入を行ってきた。再生可能エネルギーの導入の1事業として南アルプスの山々から湧き出る水と急峻な地形を利用した「小水力発電所」の整備を行い、平成22年2月より稼動を始めている。 　今回この「金山沢川水力発電所」から発電される電力のうち、本市の公共施設で使用している自家消費電力分について認証を受けてオフセット・クレジット(J－VER)化を目指す。 　また、創出したクレジットを販売することにより新たなる温暖化対策事業の財源に充てるほか、地域の農産物に付加し「オフセット農産物」として農業に活用するなど、地域活性化の事業を検討していく。 【適格性基準との整合性】 ポジティブリスト No. E 015 に基づき、以下の適格性基準の条件 1～4 を満足している。 条件 1:金山沢川水力発電所によって生成した電力を市の公共施設(3箇所)に使用することにより、東京電力(株)から供給されている系統電力の一部を代替している。 条件 2:金山沢川水力発電所の設備規模については、最大出力 100kw である。 条件3:当該発電設備は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく「再生可能エネルギー等発電設備」の認定を受けている。 条件 4:本事業による投資回収年数については最新の状況で11年を想定している。 【法令遵守状況】 「砂防法」における指定地域内行為(山梨県:H20.7.22 許可)、及び「河川法」における水利利用(国交省:H21.1.20 許可)が該当し、いずれも法令に基づき申請し許可を得ている。 【採用技術】 　クロスフロー水車(MAVEL 社、型式:G4.018／8g、出力規模:109kw)、及び三相誘導発電機(MAVEL 社、型式:1R355M2－10PTC、出力規模:100kw)を採用し、本プロジェクトを実施している。その他の機器には、検定付の普通電力量計を採用している。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【モニタリング方法】

（1）ベースライン排出量（小水力発電による電力利用がない場合の系統電力使用量、すなわち小水力発電のうち、プロジェクト実施場所へ提供される電力量）

・プロジェクト実施場所（3 箇所）へ提供する小水力発電電力量：小水力発電全体の発電量と、東京電力㈱へ売電する電力量との差から求める。

・小水力発電全体の発電量：検定付電力量計により、担当者が実測する（パターンB）。

・売電する電力量：検定付電力量計により東京電力㈱が検針し発行する受給電力検針票に基づき担当者が把握する（パターン B）。

（2）プロジェクト排出量（小水力発電設備の運営に必要な系統電力使用量）

・東京電力㈱からの購入伝票（低圧/従量）により担当者が把握する（パターン A-1）。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

ベースラインシナリオ、排出削減量の算定、ベースライン排出量の算定、プロジェクト排出量の算定、共に全て、方法論No.015に準拠した以下の算定式を用いている。なお、他制度において電気価値以外として認証されている価値は本プロジェクトでは存在しない。

（1）排出削減量の算定：$ER_{水,y} = BE_{水,y} - PE_{水,y}$

（2）ベースライン排出量の算定：$BE_{水,y} = (EG_{水,系,y} + EG_{水,自,y}) \times CEF_{電,y}$

（3）プロジェクト排出量の算定：$PE_{水,y} = PE_{運,電,y} + PE_{運,化,y}$

【モニタリング体制】

（1）ベースライン排出量

・小水力発電全体の発電量：検定付電力量計により担当者（電気管理技術者）が実測する。実測値は定期的に月報（管理報告書）として地球温暖化対策室担当者に報告する。地球温暖化対策室担当者は月報数値の確認と共に、モニタリング報告書を作成する。

・売電する電力量：東京電力㈱が検針し発行する毎月の受給電力検針票に基づき、地球温暖化対策室担当者が数値の確認と共に、モニタリング報告書を作成する。

（2）プロジェクト排出量

・東京電力㈱からの電力購入伝票（低圧電力用、従量電力用）に基づき、地球温暖化対策室担当者が数値を把握すると共に、モニタリング報告書を作成する。

【QA / QC 体制】

（1）教育訓練

委託で報告を受ける小水力発電全体の発電量データについては、当初の報告時に地球温暖化対策室の職員が随行し、報告データを確認するなど取り扱いの指導を行う。モニタリング体制については地球温暖化対策室内で打合わせをおこない、体制の確認を行う。

（2）情報の保管

モニタリング作成におけるデータについては、書類又は電子データとして一括「地球

	温暖化対策室」において管理をおこない、いつでもデータの確認ができる体制を整える。 (3) データの確認 小水力発電全体の発電量データについては、管理報告書と計測数値の写真を用意する予定であったが、毎月の数値確認は管理報告書のみで充分であると判断しモニタリングを行なった。J－VER創出の基準日となるモニタリングについては職員が現地において数値の確認及び写真撮影を行なう。 全体のデータに関して、必ず複数の職員によるチェックにより数値の確認を行う。また疑義が生じた場合等については現地のメータを確認するなどの対応を行う。 (4) 内部監査 毎月の確認したデータを取りまとめた管理表を使い収集データ及び算定値に不明な点が無いかをチェックを行なう。 特に算定期間が変わり、排出係数を変更しデータを作成する場合には複数担当者による確認作業を行う。 (5) 測定機器の維持・管理 電気設備については専門の「電気管理技術士」に委託を行い、管理をおこなっている。 設備に不具合が生じた場合は速やかに対応するよう関係者との連携を構築する。 （その他特筆すべき事項）
モニタリング結果概要[2]	☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項）
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （排出削減プロジェクト用） ver.4.1
適用方法論	方法論番号: E015 ver.3.1 方法論名称: 小水力発電よる系統電力の代替

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

モニタリング結果							
モニタリング期間		2012年 4月 1日～ 2013年 3月31日					
<方法論R001･R002･R003のみ> モニタリング対象面積							
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2					55	55
認証依頼削減・吸収量		55 t-CO2[3]					

3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名： 山梨県南アルプス市
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、口に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☐ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット（J-VER）制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 ☑ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています 類似制度名： 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ☑ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット（J-VER）制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット（J-VER）制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット（J-VER）制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** ☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☐ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- ☑ ホームページ
  ホームページ URL:http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/
- □ 出版物 (環境報告書/定期刊行物)
- □ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

□ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☑ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名:
- □ その他
  具体的に:

☑ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="4">ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）</th><th></th></tr>
<tr><td>事業者名</td><td colspan="3"></td><td>印</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td><td>代表者役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td></td><td>担当者
所属部署・役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当者 E-mail</td><td></td><td>担当者電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><th colspan="5">備考欄</th></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成25年6月17日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名	
山梨県南アルプス市 小水力発電導入による温室効果ガス削減事業～南アルプス市の清らかな水からの「J－VER」創出プロジェクト～	
GHG 検証機関	
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。	
機関名	SGS ジャパン株式会社 印
担当部署名	認証サービス事業部 サステナビリティサービス部
責任者名	マネジャー 西 利道
責任者 E-mail	Toshimichi.nishi@sgs.com
責任者電話番号	045-330-5021
審査員名 [i]	野原 浩樹(チームリーダー) 茅 博司(レビュー担当者)
機関要件への合致	妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、妥当性確認・検証機関としての登録を受けている(E001～E028 分野)
検証結果	
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2
事業者との契約日	2013年5月23日
モニタリング報告書受領日 [ii]	2013年5月23日
検証報告書発行日	2013年6月17日

現地審査	期間	2013年5月27日			
	審査内容	① モニタリング報告書(含別紙)の現場検証前のレビュー、及び妥当性確認時のプロジェクト計画書、モニタリングプラン内容との整合性確認。 ② 現場におけるサイトツアー(全モニタリングポイントの確認)、設備の稼動運用状況、及び各モニタリングポイントでの実績を確認できる伝票やその他資料の確認。 ③ モニタリング体制や、QA/QCの状況等(含説明資料など)の確認。			
排出削減・ 年度	2008	2009	2010	2011	2012

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

吸収量	t-CO2					55
検証結果の要約		SGS ジャパン株式会社は、「山梨県南アルプス市 小水力発電導入による温室効果ガス削減事業～南アルプス市の清らかな水からの「J－VER」創出プロジェクト～」を対象としたモニタリング期間（2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日）における、GHG 排出削減量を検証した。 検証の結果、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス排出削減・プロジェクトモニタリング報告書 Ver1.0、及びモニタリング報告書（別紙）Ver.1.1 に記載された二酸化炭素排出削減量 55 t-CO2 は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書 Ver.1.1」及び別紙モニタリング計画書 Ver.1.1 に基づいて算定されていることが確認された。 また、検証の過程で算定上の誤りが発見されたが、全て修正されていることを確認した。また、当該プロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用）、排出削減方法論（E015）に依拠して作成されており、全ての重要な点において適正であると認める。				
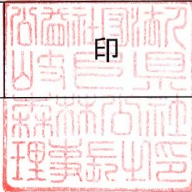
[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年7月1日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト ～ ぎふ清流の国づくりプロジェクト ～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	公益社団法人岐阜県森林公社 (コウエキシャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ) 印		
住所	〒501－3756 岐阜県美濃市生櫛1612－2 岐阜県中濃総合庁舎 5階		
代表者氏名	藤 井 清 敏	代表者役職	理事長
担当者氏名	武 藤 吉 德	担当者 所属部署・役職	関駐在所 総括業務管理指導員
担当者 E-mail	y-mutoh@gifu-shinrin.or.jp	担当者電話番号	0575－46－8065
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	プロジェクト代表事業者と同一		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	公益社団法人岐阜県森林公社 (コウエキシャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

1

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0107
プロジェクト登録日	平成23年5月31日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 《目的》 岐阜県内の分収造林地における森林整備を進める公社では、2010年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会　ぎふ長良川大会」を契機として、新たに J-VER 資金を導入し、間伐等の森林整備による「清流ぎふづくり」の推進を図ることとしている。 全国の林業公社が長期債務等により経営状況が厳しくなっている中、全国に先駆けて J-VER 資金導入による公社経営の改善モデルを構築し、健全で豊かな森林づくりと美しい水環境づくりを進めていく。 《内容》 間伐が必要な人工林を適期に間伐することにより、二酸化炭素吸収量を増大させ、森林を健全な状態で維持するとともに、間伐した木材を森林に放置する伐捨間伐から間伐木を搬出し利用する利用間伐への転換を進めていく。その転換に伴って、森林での事業量が増大し必要となる地域の雇用に結びつくと共に、地域の活性化に寄与することができる。 また、搬出する間伐材の新たな用途開発や需要先開拓にも取り組むことにより、山村における循環型社会の構築に寄与する。 プロジェクト代表事業者である岐阜県森林公社が実施する温室効果ガス吸収活動（間伐促進型プロジェクト）により、オフセット・クレジット（J-VER）を取得、販売し、その追加的資金を活用し、今後の間伐及び間伐材搬出のための路網整備を更に進め、森林経営を継続しつつ、森林の有する公益的機能を持続的に発揮する。 プロジェクト対象地は、県内の分収造林地の中で、プロジェクト期間中の間伐事業地が団地的にまとまりのある地域という観点から、郡上市大和、本巣市本巣、白川町の３地域を選定した 【適格性基準との整合性】 **条件１**　プロジェクト対象地は、森林法第５条に規定される地域森林計画該当地である。 **条件２**　プロジェクト対象地のうち郡上市大和は長良川地域森林計画に、本巣市本巣は揖斐川地域森林計画に、白川町は飛騨川地域森林計画に該当する。 プロジェクト対象地は、森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、クレジット発行対象期間内に土地転用及び主伐は計画していない。 プロジェクト対象地は、2007年4月以降に森林施業計画に基づき、補助金等を財源に間伐するものであり、現行の森林施業計画期間は、2014年3月31日若しくは、2015年10月24日まで計画策定済みである。 **条件3**　プロジェクト対象地の森林施業計画書は、当該市町村の森林整備計画に適合するものとして認定されている。プロジェクト対象地の間伐方法及び間伐率は、施業計画認定基準判定において、当該市町村長により適正である旨判定されている。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA ／ QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【法令遵守状況】

関連法令等に基づき、森林施業計画の認定及び変更事項が生じた場合の変更認定を受けると共に、間伐完了後に市町村に提出する「森林施業計画に係る伐採等の届出書」、保安林該当地である場合に事前申請する「保安林内間伐届出書」により条件を満たしている事を確認した。

【採用技術】

プロジェクトで使用する機器は次のとおり

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
デジタルコンパス ﾄｩﾙｰﾊﾟﾙｽ360BT	LaserTechnology社製	5年	平成21年3月	面積測量器
同上	同上	同上	同上	樹高測定器
直径巻尺	不明	5年	不明	胸高直径測器
ポケット　コンパス	牛方製	5年	平成11年3月 平成13年3月 平成14年2月	面積測量器
GPS受信機 R110	Hemisphere社製	5年	平成21年3月	面積測量器
PDA端末 Archer Field PC with intergrated BT	Juniper System社製	5年	平成21年3月	面積測量器

【モニタリング方法】

最新の「モニタリング方法ガイドライン」に則り実施する。

活動量（間伐面積）は、実測に基づく方法とし、測量データは、補助申請時に岐阜県の現地事務所である当該地の農林事務所で審査を受けることとなる。

なお、樹種・林齢が混在する複数林班を合わせて測量している場合の面積特定方法について「隣接するモニタリングポイントの面積確定対応手順」を定め対応することとしている。（【添付資料2】参照）

地位級は、実測に基づき特定するが、植栽年度・期、樹種別に 30ha 以内でグループ化し、過去に実施済みの現況調査データを参考に、現地周辺をサンプリング調査しながら十分に踏査した上で、地形、林相、樹種ごとの生育特性を考慮して平均的な箇所に、保守性原則を念頭にモニタリングプロットを設定し、計測した林齢、胸高直径、上層樹高と岐阜県林分収穫表の地位指数曲線を照合して地位級を特定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

拡大係数等は、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示されたものに準拠する。なお、収穫予想表は、地域性が高いことから岐阜県林政部が作成した林分収穫表を採用する。

【モニタリング体制】

モニタリング体制は、登録時のモニタリング体制に加え、モニタリング調査補助者としてプロジェクト対象地の森林組合職員を採用する場合のモニタリング調査チーム構成は、リーダーを各地区担当者、メンバーを公社職員又は森林組合職員で構成することとしている。変更後のモニタリング体制図は、「モニタリング報告書」の「E.1 モニタリングの実施体制」記載のとおりである。

なお、2012年4月1日付けの組織改編により担当する役職名に変更があったことから、変更後の役職名を赤字で表記した。

<table>
<tr><td rowspan="1"></td><td colspan="2">【QA / QC 体制】
①教育訓練
「モニタリング方法ガイドライン」に則った手順に従ってモニタリングを行うため、データ収集・把握担当者及びモニタリング調査チームに参加する公社関係職員に対し、教育訓練を実施する。
調査補助者としてプロジェクト対象地の森林組合職員を採用する場合は、地区担当者が指導者となって森林組合職員の教育訓練を実施し、更に間伐施業者に対しても同様の教育を行う。

②情報保管
紙ベースの記録は、すべてPDFとし、複数のパソコンで保管する。各種提出文書、データの保存期間は、平成35年3月31日までとする。

③データの確認
測定データ:データ収集・把握担当者が自己チェックし、吸収量算定担当者が確認する。確認項目は、原野帳とモニタリング調査野帳との突合、DBH に応じた樹高測定・本数の確認、特定された地位の確認等
吸収量算定確認:吸収量算定担当者が自己チェックし、吸収量算定確認者が確認する。

④内部監査
次の事項について監査し、必要な場合は勧告して是正後の効果を確認する。
・CO2 吸収量の算定が正しく行われているか確認する。
・教育訓練の実施に関し、インタビューにより確認する。
・測定機器の保管、点検状態について確認する。
・監査結果を記録し、保管する。
今回のモニタリング報告書作成に際して、平成25年5月1日に内部監査が実施されたが、「是正の必要な事実はないものと認める。」とする報告がされている。

⑤測定機器の維持管理
測定機器の維持管理は、データ収集・把握担当者が取扱説明書に基づき、年1回使用前に実施する。
間伐施業者における測定機器の維持管理は、教育訓練時に実施する。

(その他特筆すべき事項)</td></tr>
<tr><td>モニタリング結果概要[2]</td><td colspan="2">☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。
☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。
☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。
(その他特筆すべき事項)</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="2">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
(森林管理プロジェクト用)　ver. 4. 3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td>R001 ver. 6. 3</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td>森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</td></tr>
</table>

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

モニタリング結果							
モニタリング期間	2011年 4月 1日～ 2013年 3月31日						
<方法論R001･R002･R003のみ> モニタリング対象面積	534. 87 ha						
排出削減･吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	―	―	―	4,924.1	4,784.4	9,708.5
認証依頼削減･吸収量	9，708 t-CO2[3]						

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: 公益社団法人岐阜県森林公社
ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名: □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由: **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☑ ホームページ
  ホームページ URL：http://www.gifu-shinrin.or.jp/
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名：
- ☐ その他
  具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

8

様式 13

2012.06.15　第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 25年7月4日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト～ぎふ清流の国づくりプロジェクト～						
GHG 検証機関						
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名		SGS ジャパン株式会社				
担当部署名		認証サービス事業部 森林認証部				
責任者名		今泉　俊一				
責任者 E-mail		shunichi-imaizumi@sgs.com				
責任者電話番号		045-330-5047				
審査員名[i]		今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 佐々木　聡子/主任検証員（レビューアー）				
機関要件への合致		暫定的な妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認・検証機関としての登録を受けています。				
検証結果						
適用妥当性確認・検証ガイドライン		オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドラインVer.2.2				
事業者との契約日		2013年4月24日				
モニタリング報告書受領日[ii]		2013年5月8日				
検証報告書発行日		2013 年 7 月 4 日				
現地審査		期間	2013年5月28日及び29日			
		審査内容	プロジェクト対象のモニタリングエリアをサンプリングにて訪問し、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に記述された森林及びプロジェクトの状況から乖離がないか、また山林火災、斜面崩壊、林道や治山施設など人工物の設置などによる森林消失がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビュー、モニタリング手順及び測定機器の管理状況を確認し、構築されたモニタリング体制に変更がなく、組織の実態に即しており、適切に実行されているかについて確認した。			
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	-	-	-	4,924.1	4,784.4

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	岐阜県森林公社による CO2 吸収量増大（間伐促進型プロジェクト）事業に対し、モニタリング報告書中の 375 箇所の小班における 2011 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間（2 年間）の吸収量情報について、合意された検証範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて検証を実施した。その結果、モニタリング報告書に記載された吸収量情報は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、環境省　モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver.4.3、方法論（R001）に基づいて作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると認める。 2011 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間（2 年間）の当プロジェクトの吸収量総計は、9,708t-CO2 であることを確認した。 本検証意見は、別添のモニタリング報告書に基づくものとして解釈されなければならない。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25 年 7 月 8 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
岐阜県中津川市 加子母森林組合による間伐事業を用いた温室効果ガス吸収プロジェクト～「美林萬世之不滅」の循環型山づくり			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ)		印
住　　所	岐阜県中津川市加子母4872番地の5		
代表者氏名	内木篤志	代表者役職	代表理事組合長
担当者氏名	日下部信康	担当者 所属部署・役職	総務部 事務参事
担当者 E-mail	info@fa-kashimo.jp	担当者電話番号	0573-79-3333
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	加子母森林組合		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ) 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☑ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0112
プロジェクト登録日	平成 23 年 5 月 31 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 【目的】 加子母森林組合では組合員からの長期受委託契約により、間伐事業費を中心に施業の委託を受けている。 また、このうち 4,672 ha についてはSGECの森林認証を取得しており、生物多様性や環境に配慮しながら施業を行なっている。 このようななか、立木の密度を適正に保つよう間伐を行うことで、木材による温室効果ガスの吸収量が効率的で、より多くなることを目的に間伐事業を行なう。 尚、森林施業計画の実行に当たっては、毎年約 300 ha の間伐計画を達成するため、毎年度当初に計画のある予定者に再確認を行い、計画どおり行なえる箇所以外は予定面積近くに達するまで計画変更しながら間伐面積の確保を行なっている。 このプロジェクトを適正に運用するため、この方法は今後も継続したい。 【内容】 30％以上の間伐率で間伐し、間伐した木材は極力搬出し利用することで、せっかく固定したCO_2を再放出しないよう努力する。特に末口径 12～13cm の間伐材を大量に利用する住宅開発にも着手している。 【適格性基準との整合性】 プロジェクト実施地は岐阜県により第12次木曽川地域森林計画が策定されており、森林法第5条に定める森林である。 ①この計画書は森林施業計画「加子母全団地」及び「中津川市有林加子母団地」で申請している。また当該プロジェクト実施地が当該森林施業計画内に収まっていることを地番・林小班で確認した。 ②当該プロジェクト対象地は、プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされること、モニタリング・検証に当たって当該森林施業計画全体の伐採届け・造林届けを提出することなどの条件を満たしているので、当該森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出した。 ③間伐は定性間伐とし、間伐率は30％以上とする。また、主伐後の更新については、中津川市森林整備計画により適切に植林することとされている。又、間伐事業は中津川市が森林整備計画で定義する間伐である。 中津川市により森林施業計画の認定を受けており、長期の方針も水土保全林は「間伐を中心に施業を行い、原則として皆伐は行なわない。」としている。資源循環利用林については「原則として大面積の皆伐は行なわず、長伐期循環施業として間伐・択伐により同種又は異種の複層林又は針広混交林へ誘導する。」としており、長期にわたる計画としている。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

【法令遵守状況】

森林・林業基本法第 9 条森林所有者としての責務を遵守しています。

森林法第 5 条地域森林計画遵守しています。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）遵守しています。

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス	牛方商会	10 年程度	2002 年 4 月	面積測量機
バーテックス	パグロフ社	10 年程度	2006 年 4 月	樹高測定器
輪尺（キャリパー）	ハスクバーナー	10 年程度	2010 年 9 月	胸高直径測定器
GPS測量器	Juniper systems	10 年程度	2009 年 9 月	面積測量機
トゥルーパルス	GiSupply	10 年程度	2009 年 9 月	樹高測定器

【モニタリング方法】

記　号	内　　容	計測方法
$Area_{Forest}$	間伐面積	コンパス測量に基づく実測
地位級	対象森林の土地条件等の階層	モニタリングガイドラインを参考にバーテックスを用いた樹高実測を行い、岐阜県の地位別上層樹高成長曲線図に当てはめて地位を特定した
BEF	拡大係数の文献値	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の拡大係数を使用
地下部率	地上部バイオマスにおける年間CO2吸収量に地下部を加算補正するための係数	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の拡大係数を使用し対象樹種のR率を記入
容積密度	成長量をバイオマスに換算するための係数	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の拡大係数を使用し対象樹種の容積密度を記入
炭素係数	炭素含有率	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の拡大係数を使用対象樹種の炭素係数を記入
収穫予想表	単位面積当たりの幹材積の年間成長量	岐阜県において使用される収穫予想表から適切なものを選定し記入

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

吸収量の算定　$\Delta C_{FM} = \Delta C_{AG} + \Delta C_{BG}$

純吸収量の算定　$\Delta C_{Total} = \Delta C_{FM} - \Delta C_{Base}$

地上部バイオマス中の年間 CO2 吸収量　ΔC_{AG}

$\Sigma \Delta C_{AG,i} = \Sigma (Area_{Forest,i} \times \Delta Trunk_{SC,i} \times BEF_i \times WD_i \times CF \times 44/12)$

地下部バイオマス中の年間 CO2 吸収量　ΔC_{BG}

ΔC_{BG}(t-CO2/年)$= \Sigma \Delta C_{BG,i} = \Sigma (\Delta C_{AG,i} \times R_{ratio,i})$

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

・「J－VER」モニタリング方法ガイドラインに基づいた手順書を作成し、これを基にモニタリング責任者を中心に勉強会と教育訓練を行ない、全員共通の認識で作業を進めた。
・モニタリングは、上記教育訓練を受け、プロット調査やデータの管理などに前回の検証で精通したチームが行なった。

(2) 情報の保管

・情報の保管は紙ベースのものは組合の書庫に保管し、電子データについてはデータ専用ドライブに保存するとともに外部メモリや MO、CD-R 等にもバックアップを取った。
・収集データ、モニタリング報告書等各種報告資料、教育訓練記録、内部監査記録を平成35年3月まで保管する。

(3) データの確認

・毎木調査などの現地でのデータ採取は復唱等により誤記の無いよう徹底して行なった。
・採取したデータの入力後は野帳との読み合わせを行ない、入力ミスを排除するように行なった。
・それぞれの段階で責任者がチェックを行い、誤算等の危険性が低減するよう努力した。

(4) 内部監査

内部監査は組合の監事が行った。
・監査時期…モニタリング報告書作成時(平成24年11月16日)に行なった。
・監査内容…監査委員は、吸収量算定責任者が保管・管理しているデータから無作為にデータを抽出し、関係記録が保管されているか、入力データ・算定結果とその確認が成されているか、QA/QC が正しく行なわれているかについて監査を行なった。

(5) 測定機器の維持・管理

・維持管理はモニタリングチームで行なった。
・機器使用マニュアルにより適切に行なった。

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

モニタリング結果概要[2]

☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。

☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。

☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。

（その他特筆すべき事項）

【今回（ 第3回 ）報告事項】

1. 間伐について、ほぼ森林施業計画どおりに実施している。

森林施業計画について、平成24年当初、森林施業計画から森林経営計画への移行が平成25年1月から3月と予想されていたため、現行の森林施業計画が平成24年12月31日に期日を迎えることから、森林経営計画に移行する前に空白期間ができないよう事前に計画を立てる必要があった。

また、森林経営計画の樹立と移行の時期に新規の森林施業計画を同時に作成することは混乱を招く恐れがあったため、期限の9か月前に5年間の森林施業計画を立てて移行しておくこととした。

現行計画　認定番号 2011-A67-0-01-001
期間[24.4.1～29.3.31]

H24 終了分　認定番号 2007-A67-0-042(-03-2010)
期間[20.1.1～24.12.31]

今回の報告書では、モニタリング計画書の全グループで前回までの申請で2008年4月1日～2011年3月31日まで3年間分のクレジット申請が終了しているため、残りの期間（2011年4月1日～2013年3月31日まで）の2年間分のクレジットを申請する。

これにより、モニタリング計画書のすべてのバウンダリで2008年4月1日～2013年3月31日までのすべての期間のクレジット申請が完了することとなる。

ただし、この2年間で新たに対象となった間伐は追加しないで、2010年度までの実績のみを対象として2年間のクレジット申請とした。
したがって、新規のモニタリングエリアの追加は無いこととなります。

2. 間伐年度別・樹種別面積　単位:ha

間伐年度	2007	2008	2009	2010	合計
ス ギ	3.55	6.05	1.51	5.80	16.91
ヒノキ	174.83	221.73	241.02	231.55	869.13
合計	178.38	227.78	242.53	237.35	886.04

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

3．年度別・樹種別吸収量　　単位：t-CO2

年　度	2011	2012	合　計
ス ギ	138．05	137．64	275．69
ヒノキ	6708．61	6623．55	13332．16
合計	6846．66	6761．19	13607．85

4．今回のモニタリングで新規の林道等でモニタリングエリアが減少した箇所はなかった。

5．火災、山崩れ等の災害でモニタリングエリアが減少した箇所も見当たらなかった。

【第1回モニタリング時報告事項】

1．　間伐について、ほぼ森林施業計画どおりに実施している。
　今回の報告書ではモニタリング計画書の 40 グループ中 23 グループで 35 のモニタリングプロットでクレジットの申請をする。

2．混交林について、植林当時同一林小班にスギとヒノキをランダムに又はパッチワーク状に植林した箇所があり、森林簿（森林施業計画）では、その植栽本数の比率により混植の歩合が表示されていた。

　植栽当時はスギもヒノキも値段が同じ位で、成長が早いスギの方が有利との見方もあったが、途中からヒノキの価格が上昇し、3倍ほどの格差がつくようになり、除伐・間伐に際してスギが切り捨てられるようになり、大抵の箇所でスギが減少し又は消滅して現在に至っている。混植の場合のスギは、適地である沢筋やヒノキが植栽できない湿地等にわずかに残る程度となっている。

　このようなモニタリングエリアについては、混交林調査を実施し、樹種ごとの分布状況を野帳に図面として書き落とすとともに、樹種ごとの境界判別の可能性や残存数の少ないスギの分割可能性などを検証した（資料№.3混交林調査簿）。

　混交林調査において、樹種境界が明確でスギが一定規模（0.3ha 程度）以上あると確認された林分については実測により分割した。（資料３－２吸収量算定シートの備考欄に「混交林（実測）」と表示）

　但し、24イ19（グループ 18・モニタリングエリア 1233 スギ、1234 ヒノキ）では、実測して分割したが、この林小班を含め、このグループでスギのモニタリングプロットを設置できなかったので、モニタリングエリア 1233 スギ（実測 0.11ha）は削除した。

一方、スギとヒノキが明確に分割できないか、またはスギの面積が少量の箇所については、保守性を考慮して、成長量の低いヒノキのみのモニタリングエリアとして統合した。（資料3－2吸収量算定シート備考欄に「混交林（統合）」と表示）

混交林調査の基準：0.3ha 以上の混交林はすべて現地調査を行い、実測して分割できるか、不可能かを調査した。0.3ha 未満はすべて保守的にヒノキのみの林分と判断した。（資料3－2吸収量算定シート備考欄に「混交林（統合）」の表示）

3．モニタリングプロットについて、上記「2．」の理由で、特にスギのモニタリングプロットは面積が小さいことと、林道沿いがほとんどのため当初設定を計画した多くのグループで設定できない状態となっており、今回申請する 23 グループの内4グループでしか設定できず、設定できないグループからはスギのモニタリングエリアを削除した。
（B．2プロットの設置状況参照）

4．設定したプロットの中に、植林木と同一樹種で、明らかに周囲の植林木より突出して太い前生樹（天然木等）が存在する場合は、平均樹高に影響を与えるので除外した。

5．グループ内の地位の適用について：グループ7は 30 ha 以上のためヒノキのモニタリングプロットが2箇所あり、計画では中央の谷の両側でそれぞれの地位を適用する予定だったが、谷の北側でモニタリングプロットが設定できなかったため、谷の南側で2箇所プロットを設置し、その地位の低いほうを全体に適用した。

グループ8は 30 ha 未満だが、グループ7と同じように谷の両方でモニタリングプロットを予定していたが、谷の北側でプロットが取れなかったため7と同様の処置をした。

6．複数の林小班を一括で測量した場合の林齢界の測量について、グループ12 は市有林で、5つの林小班の内、51イ1－1（モニタリングエリア 697）及び57イ4－2（モニタリングエリア 181）は単独で測量した。モニタリングエリア 698は51イ1－1と51イ4の2林小班にまたがっており、林齢界を区分して測量できなかったため一括して測量し、吸収量が少ない方の林齢のデータを全体に適用した。

モニタリングエリア 711・712 は56イ2と57イ2の2林小班にまたがり、一括で測量したが、それぞれのモニタリングプロットの地位と林齢の両方が同じであったため問題はなかった。（資料1－2 中津川市有林実測データ及び資料3－2 吸収量算定シート参照）

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

7. 間伐年度別・樹種別面積　単位:ha

間伐年度	2007	2008	2009	2010	合計
スギ	1.73	2.63	0.70	5.58	10.64
ヒノキ	77.10	113.71	104.03	107.92	402.76
合計	78.83	116.34	104.73	113.50	413.40

8. 年度別・樹種別吸収量　単位:t-CO2

年度	2008	2009	2010	合計
スギ	44.66	50.73	84.39	179.78
ヒノキ	1631.08	2473.60	3132.40	7237.08
合計	1675.74	2524.32	3216.79	7416.86

第2回モニタリング時報告事項

1. 間伐について、ほぼ森林施業計画どおりに実施している。
今回の報告書では、モニタリング計画書の 40 グループのうち前回の検証に提出できなかった、残りの22グループで、24 ヶ所のモニタリングプロットを設置して、前回と同じ期間(2008年4月1日～2011年3月31日まで)のクレジットを申請する。
これにより、モニタリング計画書のすべてのバウンダリで2008年4月1日～2011年3月31日までのクレジット申請が完了することとなる。

2. 混交林について、植林当時同一林小班にスギとヒノキをランダムに又はパッチワーク状に植林した箇所があり、森林簿(森林施業計画)では、その植栽本数の比率により混植の歩合が表示されていた。
植栽当時はスギもヒノキも値段が同じ位で、成長が早いスギの方が有利との見方もあったが、途中からヒノキの価格が上昇し、3倍ほどの格差がつくようになり、除伐・間伐に際してスギが切り捨てられるようになり、大抵の箇所でスギが減少し又は消滅して現在に至っている。混植の場合のスギは、適地である沢筋やヒノキが植栽できない湿地等にわずかに残る程度となっている。
このようなモニタリングエリアについては、混交林調査を実施し、樹種ごとの分布状況を野帳に図面として書き落とすとともに、樹種ごとの境界判別の可能性や残存数の少ないスギの分割可能性などを検証した(資料No.3 混交林調査簿)。
混交林調査において、樹種境界が明確でスギが一定規模(0.3ha 程度)以上あると確認された林分については実測により分割することとしていたが、今回は該当箇所がなかった。

一方、スギとヒノキが明確に分割できないか、またはスギの面積が少量の箇所については、保守性を考慮して、成長量の低いヒノキのみのモニタリングエリアとしてヒノキに統合した。（資料３－２吸収量算定シート備考欄に「混交林統合」と表示）

混交林調査の基準：0.3ha 以上の混交林はすべて現地調査を行い、実測して分割できるか、不可能かを調査した。0.3ha 未満はすべて保守的にヒノキのみの林分と判断した。（資料３－２吸収量算定シート備考欄に「混交林統合」の表示）

また、計画書でスギのモニタリングエリアとしていた箇所が、スギのプロット設置箇所調査の段階で、スギの多い杉ヶ平地区（グループ36）を除き、スギの単層林でなく、スギ・ヒノキの混交林で前述の混交林と同じ状況が多く見受けられた。

そのような箇所は保守性を考慮して、成長量の低いヒノキのモニタリングエリアに変更した。（資料３－２ 吸収量算定シート 備考欄に「スギ→ヒノキ」と表示）

３. モニタリングプロットについて、上記「2.」の理由で、特にスギのモニタリング プロットは面積が小さいことと、林道沿いがほとんどのため当初設定を計画した多くのグループで設定できない状態となっており、今回申請する22グループの内1グ ループでしか設定できず、設定できないグループからはスギのモニタリングエリアを削除した。（B. 2プロットの設置状況参照）

4. 設定したプロットの中に、植林木と同一樹種で、明らかに周囲の植林木より突出して太い前生樹（天然木等）が存在する場合は、平均樹高に影響を与えるので除外した。

5. 同一グループ内の地位の適用について

グループ26は中津川市有林で 70 ha 以上のためヒノキのモニタリングプロットが3箇所あり、それぞれの地位の適用範囲を示すために枝番を付して分割することとした。

モニタリングプロットNo.59の値を63イ6林小班に適用し、グループを26－1とした。モニタリングプロットNo.60の値を63イ1～5林小班に適用し、グループを26－2とした。モニタリングプロットNo.61の値を62林班に適用し、グループを26－3とした。（それぞれプロットを設置した林小班及びその周辺） また、少し離れた64林班には、3プロットの中で一番地位が低かったモニタリングプロットNo.59（地位4）を適用し、グループ26－1に加えた。

グループ27も中津川市有林で 57ha 有り、モニタリングプロットを2箇所設置したためグループ26と同じ処理をした。

モニタリングプロットNo.65を設置した37林班にはその地位を適用し、グループ27－1とした。モニタリングプロットNo.66を設置した39林班及び隣の38林班には プロットNo.66の地位を適用しグループ27－2とした。

グループ29は 38ha のためモニタリングプロットを2箇所設置した。適用範囲をうまく分割できなかったため、2プロットの内低い方の地位を全体に適用した。

グループ38は 54ha のため2箇所モニタリングプロットを設置しており、枝番を付して分割した。地形当を考慮しモニタリングプロットNo.88の地位を111・112林班に適用し、グループ38－1とした。モニタリングプロットNo.90の地位を113林班に適用し、グループ38－2とした。

グループ39は 53ha のため2箇所モニタリングプロットを設置し、枝番を付して 分割した。こちらも地形当を考慮しモニタリングプロットNo.92の地位を115林班に適用しグループ39－1とした。モニタリングプロットNo.93の地位を114林班に適用し、グループ39－2とした。

6. 複数の林小班を一括で測量した場合の林齢界の測量について：この場合の隣り合う林小班の林齢差については、次の基準で林齢界を見分け、測量できるか判断している。

判定基準

林 齢	境界判断可能林齢差	備考
30年未満	10年	
30年以上40年未満	15年	
40年以上50年未満	20年	
50年以上	25年	

今回の報告書で複数の林小班を一括で測量した箇所があるグループは、26・ 27・38・39の4箇所だが、上記に該当する箇所は無かったため、林齢界の測量は行わないで、保守的に吸収量が少ない林齢のデータを一括測量した全体に適用した。
（一括測量の範囲を 資料3－2 吸収量算定シート備考欄 に記載した。）

7. 間伐後新規に開設した林道（間伐前からあった作業道の拡幅）があり、モニタリングエリア887（88ト2）が1箇所この林道にかかっていたため、既存

の作業道が入っている地籍図面に新規林道の伐開幅を入れ、プラニメーターで測定して面積・吸収量を減算した。

面積が 0.02ha 減少し、吸収量がこの申請期間で 0.41t-CO_2減少した。（資料３－２ 吸収量算定シート備考欄に「林道拡幅面積減」と記載し、資料３－3に図面添付）

8. モニタリングエリア№146，148，149，150，151（グループ29）はスギ、ヒノキ、アカマツ、モミ、その他広葉樹で構成された森林で、森林施業計画ではスギ、ヒノキの混交林となっている。検証時の現地踏査により林齢の特定が不可能で正確かつ保守的な吸収量算定が困難と判断されたため、吸収量算定対象から除外することとした。（資料３－２ 吸収量算定シート備考欄に「算定対象除外」と記載）

9. 間伐年度別・樹種別面積　　単位：ha

間伐年度	2007	2008	2009	2010	合計
ス ギ	1.82	3.42	0.81	0.22	6.27
ヒノキ	97.73	108.02	136.99	123.63	466.37
合計	99.55	111.44	137.80	123.85	472.64

10. 年度別・樹種別吸収量　　単位：t-CO_2

年　度	2008	2009	2010	合計
ス ギ	53.16	60.01	56.09	169.26
ヒノキ	1906.60	3072.76	3648.12	8627.48
合計	1959.76	3132.77	3704.21	8796.74

備考　妥当性確認後、2回の検証を受けましたたが、その間でモニタリング方法ガイドラインの変更があったため、1回目と2回目で使用する用語が変わっていました。

今回の申請ではすべて新しい用語に統一しました。

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

加子母地区の中で上記の赤色部分が「加子母全団地」で、緑色が「中津川市有林加子母団地」である(右側半分の色無しは国有林)。今回の申請ではこの2つの森林施業計画を範囲として申請し、このうちプロジェクト対象期間に間伐を行った森林を対象とした。

加子母総合事務所の位置

北緯 35° 42′ 43″ 、東経 137° 22′ 24″

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

プロットの設置状況

グループ	プロット	設置 有りに○	場所変更 有りに○	長方形 有りに○	左記3列の変更理由	モニタリングエリアNo.	面積	樹種	2008 林齢	地位	北緯	東経
1	1	×			予定地が混交林でスギが無かったため			スギ				
1	2	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入ると尾と谷が細かくなるため変更した。変更後も尾と谷の距離が最高樹高分無いため長方形とした。	1118	1.04	ヒノキ	45	3	35° 39′ 59″	137° 23′ 22″
2	3	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後も尾と谷の距離が最高樹高分無いため長方形とした。	1134	0.60	ヒノキ	42	2	35° 39′ 59″	137° 23′ 06″
2	4	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ				
3	5	○		○	尾と谷の距離が最高樹高分無いため長方形とした。	1046	0.57	ヒノキ	44	1	35° 40′ 20″	137° 23′ 48″
3	6	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ				
4	7	○		○	山の境界を越えてしまうため長方形とした。	1828	0.45	ヒノキ	38	2	35° 40′ 37″	137° 23′ 42″
4	8	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ				
5	9	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	323	0.54	ヒノキ	34	3	35° 40′ 39″	137° 23′ 26″
5	10	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ				
6	11	○				3111	0.17	ヒノキ	42	3	35° 41′ 39″	137° 23′ 54″
6	12	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ				
7	13	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も山の境界を越えてしまうため長方形とした。	997	0.60	ヒノキ	25	2	35° 41′ 52″	137° 23′ 40″
7	14	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2443	0.58	ヒノキ	49	1	35° 42′ 09″	137° 23′ 25″
7	15	○	○		予定地が混交林でスギが少なかったため。	1797	0.42	スギ	45	2	35° 42′ 07″	137° 24′ 00″

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

グループ	プロット	設置	場所変更	長方形	左記3列の	モニタリングエリアNo.	面積	樹種	2008	地位	北緯
		有りに○	有りに○	有りに○	変更理由				林齢		東経
8	16	○				2429	0.58	ヒノキ	47	2	35° 42′ 41″ 137° 23′ 39″
	17	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
	99	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2991	0.34	ヒノキ	44	2	35° 42′ 35″ 137° 23′ 05″
9	18	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2968	0.17	ヒノキ	43	2	35° 43′ 30″ 137° 24′ 01″
	19	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						
10	20	○				800	0.16	ヒノキ	29	1	35° 43′ 15″ 137° 23′ 02″
	21	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
11	22	○				1626	0.73	ヒノキ	29	3	35° 43′ 40″ 137° 23′ 31″
	23	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
12	24	○				697	4.61	ヒノキ	26	1	35° 44′ 33″ 137° 22′ 49″
	25	○				711	15.00	ヒノキ	44	3	35° 44′ 25″ 137° 23′ 05″
	26	○				712	12.07	ヒノキ	44	3	35° 44′ 23″ 137° 23′ 06″
	27	○				181	4.94	ヒノキ	44	2	35° 44′ 07″ 137° 22′ 54″
13	28	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
	29	○				1543	0.69	ヒノキ	49	2	35° 43′ 51″ 137° 22′ 32″
14	30	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も山の境界を越えてしまうため長方形とした。	1473	0.15	ヒノキ	45	2	35° 43′ 29″ 137° 21′ 42″
	31	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
15	32	○				2122	0.45	ヒノキ	18	4	35° 44′ 42″ 137° 21′ 58″
	33	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
16	34	○				640	0.73	ヒノキ	47	2	35° 44′ 18″ 137° 22′ 04″
	35	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

グループ	プロット	設置	場所変更	長方形	左記3列の	モニタリングエリアNo.	面積	樹種	2008	地位	北緯
		有りに○	有りに○	有りに○	変更理由				林齢		東経
17	36	○				2681	0.14	ヒノキ	18	2	35° 44′ 40″ 137° 21′ 18″
	37	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2697	0.39	ヒノキ	39	2	35° 44′ 37″ 137° 21′ 34″
	38	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						
18	39	○				1228	0.31	ヒノキ	46	3	35° 45′ 04″ 137° 21′ 17″
	40	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	449	0.20	ヒノキ	32	1	35° 45′ 16″ 137° 21′ 23″
	41	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						
19	42	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も平均樹高2本分林内へ入るため長方形とした。	95	0.32	ヒノキ	44	2	35° 45′ 54″ 137° 21′ 17″
	43	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も山の境界を越えてしまうため長方形とした。	429	0.27	スギ	34	1	35° 45′ 36″ 137° 21′ 17″
20	44	○				1997	0.80	ヒノキ	44	2	35° 45′ 57″ 137° 21′ 51″
	45	○		○	スギのの樹種界を越えてしまうため長方形とした。	1996	1.19	スギ	44	3	35° 45′ 53″ 137° 21′ 55″
21	46	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	245	0.35	ヒノキ	34	2	35° 41′ 07″ 137° 21′ 53″
	47	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						
22	48	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	290	2.34	ヒノキ	34	4	35° 41′ 23″ 137° 21′ 58″
	49	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						
23	50	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	217	0.23	ヒノキ	34	1	35° 41′ 29″ 137° 22′ 39″
	51	○				3061	0.50	ヒノキ	51	3	35° 41′ 22″ 137° 22′ 26″
	52	○	○	○	混交林でスギの面積が少なかったため変更した。代替地も細い山のため長方形とした。	963	0.10	スギ	49	1	35° 41′ 31″ 137° 22′ 48″

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

プロットの設置状況

グループ	プロット	設置 有りに○	場所変更 有りに○	長方形 有りに○	左記3列の変更理由	モニタリングエリアNo.	面積	樹種	2008 林齢	地位	北緯 / 東経
24	53	○	○		平均樹高2本分林内へ入ると尾と谷が細かくなるため変更した。	887	0.65	ヒノキ	49	2	35° 41′ 50″ / 137° 22′ 15″
	54	×			予定地が混交林でスギが無かったため			スギ			
25	55	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2871	0.35	ヒノキ	50	1	35° 42′ 07″ / 137° 21′ 48″
	56	×			予定地が混交林でスギが無かったため.			スギ			
26-1 26-2 26-3	57	×			面積の減少で不要となった。			ヒノキ			
	58	×			面積の減少で不要となった。			ヒノキ			
	59	○				2899	13.17	ヒノキ	45	4	35° 41′ 43″ / 137° 21′ 18″
	60	○				2896	10.04	ヒノキ	41	2	35° 41′ 43″ / 137° 21′ 18″
	61	○				2893	5.76	ヒノキ	40	3	35° 41′ 37″ / 137° 21′ 01″
	62	×			予定地が混交林でスギが無かったため.			スギ			
27-1 27-2	64	×			面積の減少で不要となった。			ヒノキ			
	65	○				610	3.38	ヒノキ	35	3	35° 42′ 25″ / 137° 20′ 57″
	66	○				1437	5.32	ヒノキ	33	1	35° 42′ 31″ / 137° 20′ 14″
	67	×			予定地が混交林でスギが無かったため.			スギ			
28	68	○				132	7.57	ヒノキ	19	1	35° 42′ 48″ / 137° 20′ 11″
	69	×			予定地が混交林でスギが無かったため.						

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

グループ	プロット	設置 有りに○	場所変更 有りに○	長方形 有りに○	左記3列の 変更理由	モニタリングエリアNo.	面積	樹種	2008 林齢	地位	北緯 東経
29	70	○	○			2269	0.32	ヒノキ	37	1	35° 42′ 31″ 137° 21′ 03″
	71	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も山の境界を越えてしまうため長方形とした。	2261	2.13	ヒノキ	46	2	35° 42′ 30″ 137° 20′ 46″
	72	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
30	73	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	600	0.21	ヒノキ	44	3	35° 43′ 15″ 137° 20′ 59″
	74	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
31	75	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2229	0.32	ヒノキ	46	3	35° 43′ 32″ 137° 20′ 45″
	76	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
32	77	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	1259	0.28	ヒノキ	51	2	35° 43′ 39″ 137° 20′ 20″
	78	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
33	79	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	442	0.36	ヒノキ	34	2	35° 44′ 33″ 137° 19′ 57″
34	80	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も山の境界を越えてしまうため長方形とした。	136	0.30	ヒノキ	44	1	35° 44′ 56″ 137° 20′ 36″
	81	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。						
35	82	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	631	0.54	ヒノキ	26	1	35° 45′ 35″ 137° 20′ 40″
	83	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
36	84	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	1532	0.40	ヒノキ	46	2	35° 45′ 54″ 137° 20′ 50″
	85	○	○	○	平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も山の境界を越えてしまうため長方形とした。	734	0.13	スギ	34	1	35° 45′ 60″ 137° 21′ 16″
37	86	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	2380	3.05	ヒノキ	46	2	35° 46′ 15″ 137° 21′ 07″
	87	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

グループ	プロット	設置	場所変更	長方形	左記3列の	モニタリングエリアNo.	面積	樹種	2008	地位	北緯
		有りに○	有りに○	有りに○	変更理由				林齢		東経
38-1 38-2	88	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	74	2.26	ヒノキ	44	2	35° 42′ 28″ 137° 24′ 26″
	89	×			面積の減少で不要となった。						
	90	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	394	1.73	ヒノキ	44	1	35° 42′ 29″ 137° 25′ 19″
	91	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
39-1 39-2	92	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	412	13.85	ヒノキ	37	2	35° 43′ 20″ 137° 24′ 23″
	93	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。	400	4.36	ヒノキ	37	1	35° 42′ 50″ 137° 24′ 57″
	94	×			面積の減少で不要となった。			ヒノキ			
	95	×			平均樹高2本分林内へ入れないし代替地がないため。			スギ			
40	96	○	○		平均樹高2本分林内へ入れないため変更した。変更後の山林も平均樹高2本分林内へ入るため長方形とした。	413	2.50	ヒノキ	42	1	35° 43′ 19″ 137° 25′ 12″
	97	×			面積の減少で不要となった。			ヒノキ			
	98	×			面積の減少で不要となった。			スギ			

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.3

適用方法論		
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 6. 3
	方法論名称	森林経営活動によるCO_2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

モニタリング結果

モニタリング期間	2011年 4月 1日～ 2013年 3月 31日
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	886.04 ha

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO_2				6846.66	6761.19	13607.85

認証依頼削減・吸収量	13,607 t-CO_2

ダブルカウントの防止の措置

ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: 加子母森林組合

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止
措置内容</td>
<td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td>
</tr>
</table>

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ホームページ

ホームページ URL: http://www.fa-kashimo.jp

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

□ その他

具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2013.2.00 第 1.0 版

<table>
<tr><th colspan="5">ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）</th></tr>
<tr><td>事業者名</td><td colspan="3">プロジェクト代表事業者と同様</td><td>印</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td><td>代表者役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td></td><td>担当者
所属部署・役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当者 E-mail</td><td></td><td>担当者電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><th colspan="5">備考欄</th></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

以　上

資料3

様式 13

2012.06.15　第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 25年7月4日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
岐阜県中津川市 加子母森林組合による間伐事業を用いた温室効果ガス吸収プロジェクト ～「美林萬世之不滅」の循環型山づくり						
GHG 検証機関						
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	SGS ジャパン株式会社					
担当部署名	認証サービス事業部 森林認証部					
責任者名	今泉　俊一					
責任者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com					
責任者電話番号	045-330-5047					
審査員名 [i]	今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 佐々木　聡子/主任検証員（レビューアー）					
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認・検証機関としての登録を受けています。					
検証結果						
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドラインVer.2.2					
事業者との契約日	2013年4月1日					
モニタリング報告書受領日 [ii]	2013年4月9日					
検証報告書発行日	2013 年 7 月 4 日					
現地審査	期間	2013年4月16日-17日				
	審査内容	プロジェクト対象のモニタリングエリアをサンプリングにて訪問し、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に記述された森林及びプロジェクトの状況から乖離がないか、また山林火災、斜面崩壊、林道や治山施設など人工物の設置などによる森林消失がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビュー、モニタリング手順及び測定機器の管理状況を確認し、構築されたモニタリング体制に変更がなく、組織の実態に即しており、適切に実行されているかについて確認した。				
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	-	-	-	6,846.67	6,761.22

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	加子母森林組合による CO2 吸収量増大（間伐促進型プロジェクト）事業に対し、モニタリング報告書中の 2011 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間（2 年間）の吸収量情報について、合意された検証範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて検証を実施した。その結果、モニタリング報告書に記載された吸収量情報は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、環境省 モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用） Ver.4.3、方法論（R001）に基づいて作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると認める。 2011 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間（2 年間）の当プロジェクトの吸収量総計は、13,607 t-CO2 であることを確認した。 本検証意見は、別添のモニタリング報告書に基づくものとして解釈されなければならない。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成 25 年 7 月 5 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
大阪府内における大阪府森林組合森林経営活動による CO2 吸収量の増大事業 2010-1 ～スローウッドの森林（もり）づくり～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	大阪府森林組合（オオサカフシンリンクミアイ）		印
住所	大阪府高槻市大字原 1052 番地の 1		
代表者氏名	古川　光和	代表者役職	代表理事組合長
担当者氏名	葛城　修平	担当者 所属部署・役職	理事参事
担当者 E-mail	info@o-forest.org	担当者電話番号	072(698)0950
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	財団法人大阪府みどり公社（オオサカフミドリコウシャ）		
プロジェクト参加者名	奥野　壽一（オクノ　ヒサカズ）		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	大阪府森林組合（オオサカフシンリンクミアイ）		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO　CDM		
検証機関名	株式会社 JACO　CDM		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト情報</td></tr>
<tr><td>プロジェクト登録番号
(4 ケタ)</td><td>0142</td></tr>
<tr><td>プロジェクト登録日</td><td>平成23年7月29日</td></tr>
<tr><td>プロジェクト概要[1]</td><td>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)
【プロジェクトの目的・内容】
今回のプロジェクトとして申請する対象地は、大阪府北部と南部に分けられる。
北部(能勢町天王地区)は戦後の拡大造林により植林された地区であり、南部(河内長野市石見川地区)は古くから吉野林業の流れを汲んだ高密度植栽、多間伐の林業を展開している地区で、従前から地元が集約化施業に取り組んでいる地域である。
森林経営の考え方や施業方法などは異なるものの、どちらの地域も林業経営は採算がとれず厳しい状況にある。そのため本プロジェクトにより森林整備、特に間伐作業を進めて二酸化炭素の吸収量の増大を図りながら、増加した吸収量を金銭価値化することで、今後の間伐を中心とした森林整備や木材搬出などの林業経営に係る経費の一部に充てることにより森林所有者の負担を軽減し、将来に向けた健全な森林育成に努めたいと考える。
【適格性基準との整合性】
1.1　ポジティブリストの番号　No. R. 001 Ver. 6.3
C.1.2　条件1 プロジェクト対象地は、森林法第 5 条又は 7 条の 2 に定める森林である。
C.1.3　条件2 ① クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用及び主伐は計画していない。
② 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。
C.1.4　条件3 対象地区における森林施業計画については当該市町(河内長野市及び能勢町)に認定を提出し、認定を受けている。
<河内長野市>　施業計画の認定番号　22－1
<能勢町>　施業計画の認定番号　1－2

【法令遵守状況】
森林・林業基本法及び森林法に該当し、それぞれの法令を遵守している。</td></tr>
</table>

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等

■使用機械
○間伐作業

機械名称	メーカー	型番	法定 耐用 年数	導入 年月日	備考
チェーンソー	共立ほか	CSVE397 他	5 年	―	―

機械名称	メーカー	型番	法定 耐用 年数	導入 年月日	備考
面積測量機	牛方	S-25	5 年	平成 21 年 10 月	―
樹高測定器	ハグロフ社	Vertex Ⅳ	5 年	平成 23 年 1 月	―
胸高直径測定器	牛方	ワイド輪尺	設定なし	昭和 60 年ごろ	―

・使用機械については、必要な年次点検を実施するとともに使用前点検を行い、精度を確保することとする。

【モニタリング方法】

モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver4.3 に準拠して実施する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論No. R001Ver.6.3 に示される算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td></td><td>【QA / QC 体制】
○ 教育・訓練の実施状況と記録
　吸収量算定担当者が、モニタリング手順書(モニタリング体制、手順、測定機器の点検、報告の作成など)を作成し、モニタリングの実施者に対して教育を行った。本教育の実施は、原則として毎年度、その年の施業方針を決定する時期(施業前)に現地で行った。
　また J-VER に関わる教育も実施した。
○ 情報の保管
　記録・データ・報告書の保管は、原則として体制図に示される、最終的な保存は紙ベース、電子データとも平成 35 年 3 月 31 日までとする。
　保管担当者は下記のとおりとする。
　○野帳データ(面積、胸高直径、樹高)・・・・・モニタリング担当者
　○各種係数(BEF、WD、R)、算定吸収量・・・・吸収量算定担当者
　○モニタリング記録・・・・・・・・・・・・・・吸収量算定担当者(モニタリング検証時に確認しやすいように配慮)
　○教育訓練、内部監査資料・・・・・・・報告監査担当者
　○報告書の保管・・・・・・・・・・・・・・・・吸収量算定担当者
○ データの確認
　測定データの確認は、モニタリングの実施者が自己チェックを行い、さらに吸収量算定担当者が実施した。
吸収量算定の確認は、吸収量算定担当者が自己チェックを行い、さらに吸収量算定確認者が実施した。
○ 内部監査
　内部監査員は、財団法人大阪府みどり公社が担当した。モニタリング手順書に従ったモニタリングと吸収量算定が実施されているか外部審査を実施する前に実施した。
　同公社は、本事業における協議会事務局を担当し、J-VER 制度に精通していることから、教育訓練及び機器のキャリブレーションまでを担当した。
　内部監査は年1回又はモニタリング報告書作成時に行った。
○ 測定機器の維持・管理(機器校正等)
　測定機器の維持・管理は、データ測定者がそれぞれの機器の取扱説明書に基づいて年1回以上使用前に実施した。
(その他特筆すべき事項)
なし</td></tr>
<tr><td>モニタリング結果概要[2]</td><td>☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。
☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。
☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。
(その他特筆すべき事項)</td></tr>
</table>

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	なし	
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用） ver.4.3	
適用方法論	方法論番号	R001 ver.6.3
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

モニタリング結果

モニタリング期間	2011年12月1日～2013年3月31日						
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	47．13 ha						
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				219 (2011年12月1日～2013年3月31日)		
認証依頼削減・吸収量	219 t-CO2[3]						

3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名: 大阪府森林組合</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名: ＿＿＿＿＿

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由: ＿＿＿＿＿

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☐ ホームページ
  ホームページ URL:__________
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に:__________

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名:__________
- ☐ その他
  具体的に:__________

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 25年 7月 5日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
大阪府内における大阪府森林組合森林経営活動による CO2 吸収量の増大事業 2010-1 ～スローウッドの森林(もり)づくり～		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	株式会社 JACO CDM	印
担当部署名	事業推進部	
責任者名	田中 辰雄	
責任者 E-mail	tanaka-t@jaco.co.jp	
責任者電話番号	03-5572-1753	
審査員名[i]	高野 幸雄(審査担当者:チームリーダー) 田中 辰雄(審査担当者:チームメンバー) 萬里小路 明秀(レビュー担当)	
機関要件への合致	検証機関として登録されており、合致している。	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2	
事業者との契約日	平成25年6月3日	
モニタリング報告書受領日[ii]	平成25年6月13日	
検証報告書発行日	平成25年7月5日	
現地審査	期間	平成25年6月14日

1

様式 13

2012.06.15　第 2.1.版

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>審査内容</td><td colspan="5">J-VERの諸規則（実施規則、モニタリングガイドライン等）に基づいた適正な報告がなされているかについて、以下に関する書類審査及び現地審査による検証審査を実施した。
1.　本プロジェクトの実施が方法論№. R001Ver.6.3に規定する適格性基準を満たしているか。
2.　モニタリング計画書に定められた方法・手段に基づいてモニタリングが実施されているか。
3.　CO2吸収量の計算がモニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver4.3等に沿って適切に行われているか
4.　実施体制、教育訓練、内部監査、計測器管理等を含むQA/QCの実施状況の確認
5.　不確かさ及び誤りの評価確認
関連する許認可及び関連法令等の順守状況及びその他のリスクに関する状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td colspan="2">2012</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">219
（2011年12月1日～2013年3月31日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">検証結果の要約</td><td colspan="5">JACOCDMは、本プロジェクトの対象となった大阪府の森林を対象に、モニタリング期間（2011年12月1日～2013年3月31日）における温室効果ガス吸収量増加量を検証した。
検証の結果、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく『大阪府内における大阪府森林組合森林経営活動による CO2 吸収量の増大事業 2010-1』に関する「モニタリング報告書」は、モニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
また、同報告書に記載された温室効果ガス吸収量増加量219t-CO_2は、プロジェクト計画書及び同別紙モニタリング計画書に基づいて算定されており、その誤りの合計値が0 t-CO_2となり、J-VER制度妥当性確認・検証ガイドラインに規定する重要性の判断基準である5%以内であることを確認した。
以上のことから、検証意見は無限定適正意見であることを表明する。</td><td></td></tr>
</table>

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす)。